

官報

昭和五十五年六月六日

第九十一回 参議院會議録追録(その一)

温泉保護に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月七日

参議院議長 安井 謙殿
鈴木 一弘

温泉保護に関する質問主意書

温泉は昔から疾病の治療・機能回復・健康増進等に有効とされ、わが国では国民の間で広く利用されてきた。

公害・環境破壊や過密・機械化といった現在の様な悪化し、かつ複雑な社会環境と構造の中で暮さなければならぬ国民にとつて、温泉の価値は従来に増して高くなつていく。

こうした温泉の保護・利用の適正を図るため、現在温泉法が施行されているが、その法の目的が十分に達成されていない。特に大都市近郊の温泉地については、都市開発等の影響による枯渇や荒廃が顕著に見られる。このまま推移すれば、温泉の枯渇、荒廃がさらに進行する状況にある。

従つて、温泉の保護を十分に考慮した施策が一層充実されるべきである。

以上の観点から次の質問を行う。

一 国及び地方公共団体は、温泉保護のため、具体的にいかなる対策を現在講じているか。
二 大都市近郊の温泉及びその周辺地域の景観などを都市開発等による破壊や荒廃から護るためにいかなる具体策を講じてきたか。

三 (1) 都道府県知事は、温泉法第十一条に基づいて温泉涌出目的以外の土地掘さくを行った者に對し、温泉に著しい影響を与えた場合、その影響を阻止するに必要な措置を命ずることができるとあるが、この行政措置を命じたことでの具体例について、温泉名、措置の内容、年月日を明らかにせよ。

(2) 同法第十一条の規定は、いわゆる事後対策である。これでは温泉は十分に保護されない。事前に影響があるかないかを調査して、必要な措置を行わせるべきではないか。

(3) 同法第十一条を事前措置ができるように改正すべきではないか。
四 神奈川県秦野市の鶴巻温泉の件につき具体的に質したい。

(1) 小田急線鶴巻温泉駅前に最近、高層建築物の建設計画があり、この計画が実行されると、温泉地の景観が損なわれ、また温泉の採取などへの影響が懸念されている。この件につき、政府は当該建設計画の温泉への影響等について、どのように把握・認識しているか。

(2) この件につき、温泉の保護及び温泉地の景観保持の立場で政府はいかなる対策を講じる考えか。

(3) 温泉保護の理念に照らし、温泉の涌出以外の行為が温泉やその周辺地域の景観に著しい影響を与えるおそれがある場合は、国も積極的に当該行為が温泉等に与える影響を調査、

把握した上で、当該建設業者または関係都道府県知事に対し、その影響を阻止、または最小限に止めるために、必要な措置を事前にとるよう行政指導をすべきではないか。
従つて当該鶴巻温泉もそのような見地に照らし、適確な行政指導を行うべきであると考えらるが如何。
右質問する。

昭和五十五年五月十六日

内閣総理大臣 大平 正芳
参議院議長 安井 謙殿

参議院議員鈴木一弘君提出温泉保護に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出温泉保護に関する質問に對する答弁書

一及び二について
温泉の所在地が大都市近郊であるかを問はず、温泉法の規定するところによる温泉の保護、利用増進等に努めている。

三について
土地の掘さくに伴い、温泉のゆう出量等に影響を及ぼすことが推認される場合には、事前に事業者を指導してきており、温泉法第十一条を改正することは考えていない。
なお、温泉法第十一条の規定に基づき措置を命じたことの報告を受けたことはない。

四について
お尋ねの高層建築物の建設計画については、その詳細は承知していないが、温泉の採取への影響はないものとして地元関係者の間で調整済であると聞いている。

なお、このような事例については、関係者の適切な対応を期待するのが適當であると考えている。

下水道整備の計画と実行に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月八日

参議院議長 安井 謙殿
坂倉 藤吾

下水道整備の計画と実行に関する質問主意書

我が国の下水道は、欧米諸国と比してその普及が絶対的に立ちおくれしていることはいうまでもない。下水道が、従来の浸水対策・公衆衛生的生活環境改善対策に加えて、公害防止政策の観点からも水質保全と利活用の立場を位置づけたことは前進である。ところが、今日の事業の進展状況を見ると、かなりの資金投下にもかかわらず、計画達成率は極度に低く、とりわけ、流域下水道計画においては、終末処理場設置をめぐる地権者を含む地域住民と、国・地方関係行政機関との紛争は増大の傾向にある。

この事態は、河川ならびに公共水・海域の汚染・汚濁の早期解消の課題を遠ざけることは勿論、国民生活への影響は重大である。

よつて、以下のとおり、明確な政府の態度ならびに見解を求めるものである。

流域別下水道整備総合計画(以下「流域」という)と、流域下水道事業計画(以下「事業計画」という)の関係、及び公害事前防止対策について、一 下水道法(以下「法」という)の体系的立場は、まず、流域について建設大臣の承認を受け、承認された計画にもとづき事業計画を策定し、同大臣の認可を得て実行に移すべきものと解するが如何。

二 現在、法第二条の二各項の手続きを了した流域は昭和四十八年一月二十四日承認された愛知県豊川を第一号とし、以下昭和五十五年三月五日承認となつた東京都多摩川、荒川等第二十号に至る二十流域のみである。ところが、事業計画

昭和五十五年六月六日 参議院会議録(その二) 質問主意書及び答弁書

による着手実行状況は、流総手続き未完のまま、法第二十五条の三各項による手続きと認可が先行されている。このような事態は、明らかに行政執行の誤りと解するが、その見解と責任の所在如何。

三 二に述べた事業計画先行が妥当とするならば、法第二条の二第五項による建設大臣が承認に当たつて行う環境庁長官との協議義務は、全く空文に等しく、何等の価値も存しないこととなるが見解如何。

四 事業計画は、必然的に巨大終末処理場の設置を要し、そこには汚水が集中され、汚水処理後の大量汚泥が生じる。従つて、汚水処理を行った後の放流水の水質がどのようになるかとの単なる水質管理のみの観点では不十分であり、処理構造如何によつては著しく発生する臭気、ならびに、蓄積される汚泥の処理方によつては大気を汚染する等、人の健康への影響など環境全般にわたつて検討されなければならないものであり、この計画段階にこそ、環境庁長官との具体的協議が必要とされるべきものと判断するが、その見解を問う。

昭和五十五年五月十六日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員坂倉藤吾君提出下水道整備の計画と実行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員坂倉藤吾君提出下水道整備の計画と実行に関する質問に対する答弁書

一及び二について

下水道法第二十五条の五の規定においては、流域下水道に係る事業計画(以下「事業計画」という。)の認可をしようとするときは、当該地域に関し流域別下水道整備総合計画(以下「流総計

画」という。)が定められている場合には、これに適合しているかどうかを審査しなければならぬ旨定められており、流総計画が定められていない場合に事業計画を認可しても下水道法に違反するものではない。

三について

流総計画の承認に係る環境庁長官への協議は、流総計画が一定の水域等の環境上の条件を水質環境基準に達せしめるために定められる公共下水道と流域下水道の整備に関する総合的な計画であるため行うものであり、建設大臣は、その承認に当たり、水質保全の観点から環境庁長官に協議しているところである。

四について

建設大臣は、事業計画を認可しようとするときは、流域下水道の配置、能力等について悪臭及び大気汚染の防止等環境保全に十分配慮しているところである。

二条大麦の需給改善に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月九日

鈴木 一弘

参議院議長 安井 謙殿

二条大麦の需給改善に関する質問主意書
近年、二条大麦の生産量は、昭和五十三年度を初年度とする水田利用再編対策の実施に伴い、増加する趨勢にある。

すなわち、全国の作付面積は、昭和五十二年産の五万三千ヘクタールから、昭和五十三年産七万ヘクタールに、また昭和五十四年産については、八万四千ヘクタールへと増加し、生産量は昭和五十四年産は約二十九万四千トンに達した。

一方、需要は、最近までビール醸造用の麦芽原料として安定した需要に支えられ、農家の販売価

格も、ビール製造会社との栽培契約に基づき六条大麦を上回る実績が確保されており、農家の栽培意欲も旺盛であった。

ところが、近年、二条大麦の生産量が增大してきたことに伴い、ビール製造会社が買取契約数量を抑制する方向を示してきており、生産農家の生産意欲を著しく阻害する状況が生じている。

このような二条大麦の需給実態に鑑み、生産農家の経営安定の観点から、以下の諸点について、政府の所信をただしたい。

一 現在、二条大麦需給は、ビール製造会社における麦芽製造能力に限界があるという理由で、農家の生産拡大意欲を阻害しているのが実態であるが、政府として麦芽製造能力の実態を明らかにするとともに、この問題の解決のために麦芽製造能力の向上対策を早急に講ずることについてどう考えるか。

二 現在、わが国の醸造用麦芽の使用量は、昭和五十三年度についてみると、輸入麦によるもの約三万トン、輸入麦芽約五万九千トンの計約五万三千九百トンであるのに対し、国内産は十萬二千トンが使用されているに過ぎない。よつて政府は、国内の麦芽経営の安定を図るため、麦芽輸入調整対策を実施すべきだと考えるがどうか。

三 政府は、麦を水田利用再編対策における特定作物として位置づけ生産振興を図る方針であるが、そのためにも、二条大麦の需要を積極的に拡大させる施策とあわせ、水田麦作における生産性向上や資材価格安定のための対策の強化などに一層の努力を払うべきであると考えるが具体的にどの対策はどうか。

四 国内産麦については、食糧管理法第四条ノ二の規定に基づき「政府ハ……無制限ニ買入ルコトヲ要ス」とされている。

ところが、現実には、生産農家と需要者との契約栽培が行われているため、その需要量に見合った生産を行うよう指導されているのが実情

である。この際、政府が積極的に買入れる姿勢を明確に示すべきではないか。

五 政府は、水田利用再編対策の実施に当たつて、麦、大豆、飼料作物については、今後も自給力を高めていかなければならないものであり、将来にわたつて、これらの作物が余剰になることはないと言明しているが、既に、特定作物の二条大麦について、相対的な過剰が表面化している。水田利用再編対策に対する信頼性を確保する上からも、二条大麦の需給対策を早急に樹立する必要があると考えるがどうか。

右質問する。

昭和五十五年五月二十日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員鈴木一弘君提出二条大麦の需給改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出二条大麦の需給改善に関する質問に対する答弁書

一について

1 醸造用の麦芽製造能力(年間)は、現在約十七万三千トン(玄麦量)であり、麦芽製造能力の向上については、次のような問題があつて、ビール会社等は消極的である。

(一) 国産麦芽の価格は、輸入麦芽の価格の約三・六倍であつて、割高であること。

(二) 輸入麦芽(輸入大麦)は、良質なものを選択輸入できるので、一般的に品質が安定しているが、国産の醸造用二条大麦は、過去の経緯からみて、天候等によつて品質が大幅に左右されることがあり、品質的なふれが大きいこと。

(三) 麦芽製造設備の増強には多額の資金を必要とすること。

2 また、醸造用二条大麦は、従来から生産者

とビール会社等との間で契約栽培が行われてきているので、今後とも民間流通の原則を尊重していく必要がある、政府の行い得る指導にはおのずから限界があると考えらる。

二について

農産物の輸入は、当該農産物の国内生産と調和のとれた形で行われることが望ましい。

このような観点から、醸造用麦芽の輸入については、輸入が自由化された昭和四十九年十月以降、国内産の安定的引き取りが確保されるよう関税割当を行つてきているところであり、今後ともこの趣旨に沿つて制度の運用を図つてまいりたい。

三について

麦の生産性の向上を図るため、地域農業生産総合振興対策等において集団麦作の促進、乾燥調製施設の導入等を総合的に推進している。

また、農業生産資材の価格については、適切な価格が決められるよう努めるとともに、常時価格動向を把握し、便乗値上げ等が行われないよう関係者を指導している。

四について

醸造用二条大麦については、ビール等特定の商品の原材料であるので、従来から生産者とビール会社等との間の契約栽培により民間流通が行われてきているところであり、今後とも民間流通によることを原則とし、その生産・流通の健全な発展を図つてまいりたい。

なお、醸造用二条大麦について需要を上回る生産があつた場合にも、それが食糧用に供し得る品質のものであれば、食糧管理法第四条ノ二の規定に基づく政府買入れを行い、円滑な生産・流通が行われるよう措置しているところである。

五について

二条大麦のうち食糧用に供し得る品質のものについては、生産者等の売渡しの申込みに応じ、政府買入れの対象としている。

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その一)

質問主意書及び答弁書

他方、醸造用及び飼料用とされるものについては、契約栽培により民間流通が行われており、これらの契約数量の大幅な拡大は、外国産との価格差が大きいため、困難な面があるが、水田利用再編対策の円滑な推進を図る観点から、引き続き努力してまいりたい。

元日赤従軍看護婦の慰勞給付金制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月十日

参議院議長 安井 謙殿 二宮 文造

元日赤従軍看護婦の慰勞給付金制度に関する質問主意書

政府は、戦時衛生勤務に従事していた元日赤看護婦に対し、昭和五十四年度から慰勞給付金制度を発足させた。

しかし、制度が発足してから未だ日が浅いといへ、厳しい受給条件、低い給付水準に加えて、物価スライド制への配慮が欠けており、当初、元日赤従軍看護婦と関係者が期待していた「恩給制度に準ずる処置」からは程遠い取扱いとなつてい

よつて、次の事項について政府の明確な見解を承りたい。

一 政府は、慰勞給付金制度を創設するにあつて、この制度の位置づけを、「恩給制度に準ずる制度」であるとして、繰り返し国会が答弁してきた。こうした趣旨から考えれば、恩給制度にある六十歳以上の旧軍人に適用されている加算年の年額計算への算入措置に準じ、少なくとも七十歳以上の高齢者について、同様の措置を講ずるようにはすべきではないか。

二 慰勞給付金の受給条件は、「昭和十二年七月

七日以降の事変地または戦地において戦時衛生勤務に服し、もしくはこれに引き続き海外で抑留、留用されていた元日赤看護婦」であつて、「その期間が三年以上にわたり、かつ、旧軍人と同様の加算年を加えて、十二年以上に達する者」が適用の対象となつてい

その結果、昭和十二年七月七日以前に召集された者、当時の台湾・朝鮮等に勤務していた者、さらに在勤年数三年未満の者は給付金受給の適用から除外されている。

そこで、現行の受給条件を緩和し、当時、半ば強制的に外地勤務を余儀なくされ、青春を犠牲にした、これらの元日赤従軍看護婦に対して、適用の対象とすべきではないか。

三 慰勞給付金の年額は、在勤年数に応じて、最低十万円から最高でも三十万円、平均額では約十三万円という低額である。しかも、恩給制度にあるスライド制が導入されていない。

最近の著しい物価の高騰は、慰勞給付金の実質価値を急速に目減りさせている。給付額が低額なのに加えて目減りが大きければ慰勞の意味がなくなることはいうまでもない。

そこで、給付金の実質価値を維持することが必要であり、少なくとも、消費者物価の上昇率に見合つた目減り分を補てんすべきではないか。

なお、政府は、スライド制の採用に関連して、「将来の著しい経済変動の時点で検討する」趣旨の国会答弁を行つてい

四 慰勞給付金の支給開始年齢は満五十五歳であり、受給権は本人限りとなされ、死亡した場合には支給が打ち切られることになつてい

しかし、前述のように、この制度が「恩給制度に準ずる」という見地に立つたならば、不幸にして受給者が死亡した際には、恩給制度の扶助料の措置に準じ、残された遺族に対し、何らか

の処遇をして然るべきである。また、慰勞給付金制度の発足を待たずに、既に死亡された従軍看護婦に対しても、その遺族に処遇を考慮すべきではないか。

右質問する。

昭和五十五年五月二十日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員二宮文造君提出元日赤従軍看護婦の慰勞給付金制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出元日赤従軍看護婦の慰勞給付金制度に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

旧日本赤十字社救護看護婦に対する慰勞給付金の支給は、旧日本赤十字社救護看護婦が戦地等で長期間にわたり、旧陸海軍の戦時衛生勤務に服し、苦勞されたという特殊事情を考慮して日本赤十字社が行ふこととした特例的なものであり、その支給要件を御指摘のように拡大することは適当でないと考える。

三について

慰勞給付金の額の改定については、日本赤十字社の意向及びこの措置の運用状況の推移等を見ながら慎重に検討されるべきであるが、当面昭和五十六年度において、改定を前提とする補助金の交付は考えていない。

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月十日

二宮 文造

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書

参議院議長 安井 謙殿

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する質問主意書

政府は、昭和五十五年度から調査費を計上し、「元陸海軍従軍看護婦の実態調査」の実施に着手しようとしている。このことは、元陸海軍従軍看護婦に対する処遇改善への第一歩として一応の評価を与えたい。

しかし、昭和五十四年度に元日赤従軍看護婦に対する慰労給付金制度が発足してから僅か一年の間に、「元陸海軍従軍看護婦の会」の会員五人が一日も早い戦争の犠牲に対する償いの措置を願ひながら、次々と高齢が主な原因で他界している状態であり、会員に大きなショックを与えている。そこで、次の事項について政府の明確な見解を承りたい。

一 政府は、昭和五十五年度から「元陸海軍従軍看護婦の実態調査」に着手することになったが、この調査は、元日赤従軍看護婦に対すると同様な慰労金支給措置を講ずることを念頭においたものと理解してよい。

二 調査対象者は約二万三千人と推定され、昭和二十年の厚生省の留守名簿・帰還者名簿等でも五千七百四十一人の従軍看護婦がいるといわれている。これらの調査対象者の現住所の確認調査だけでも、かなりの時間がかかることは否めない。

しかし、「元陸海軍従軍看護婦の会」に加入している者に限つてみても、平均年齢は六十・七歳となつており、高齢化が進み、実態調査が長引けば、今後ますます償いを受けないまま他界する者が多くなることは必至である。

そこで、現在、実施しようとしている実態調査は、来年度から慰労給付金の支給ができるように調査を完了すべきであると思ふがどうか。さらに、仮に、実態調査が長引くならば、調査が終了した確認者から給付金の支給を実施す

べきだと思ふがどうか。

三 実態調査は、厚生省援護局において実施することになつてはいるが、肝心の給付金支給の責任官庁が未だに明確化されていない。厚生省が実態調査に引き継いで援護行政の一環として実施するのか。それとも、恩給行政の一環として総理府が所管するのか。この際、給付金支給業務の実施官庁を明確にしてもらいたい。

昭和五十五年五月二十日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員二宮文造君提出元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する質問に對する答弁書

一から三までについて
元陸海軍従軍看護婦については、旧日本赤十字社救護看護婦と雇用の形態に制度上の差があつたこと等により、それらに対する処遇と同様な措置を講ずることは困難であると考え、お尋ねの諸点については、昭和五十五年度において元陸海軍看護婦の実態調査を実施し、限り早期に結果をとりまとめることとしており、その結果を踏まえ引き続き検討してまいりたい。

なお、右の実態調査は、元陸海軍看護婦の実態に握に必要な資料を得ることを目的とするものである。

参議院議長 安井 謙殿

二宮 文造

父子家庭の福祉対策に関する質問主意書

全国の父子家庭(父親と十八歳未満の子ともかなる家庭)は、十万余(全国社会福祉協議会調査)と推定され、その数は母子家庭のほぼ六分の一にあたつてゐる。

父親の年齢は、四十代がほぼ半数(四十七%)を占め、二十、三十代合計が三十%にのぼつており、十年前に比べて、若年層が増えていることを示している。

このため、父親に慣れない家事、育児が課され、自己の職業との両立に多くの問題を来しているのが実態である。父子家庭問題が児童の健全育成の立場からも、社会問題化され、その福祉対策の充実が叫ばれる所以である。

それにも拘わらず、国はこれらの家庭に何ら援助の手を差し伸べていない。

そこで、父子家庭の福祉の充実のため、以下の諸点について質問する。

一 全国の父子家庭について、世帯数、生活の実態、地方公共団体の単独事業等について調査する考えはないか。
二 市区町村ごとに家事援助員(仮称)を設け、日常の家事援助を行うとともに、生活の相談、助言等にあたらせる考えはないか。
三 父子家庭の父親に対し、育児、養育、養護、教育のための休暇の制度化を検討する考えはないか。
四 所得税法及び地方税法において、所得控除として父子世帯控除を設ける考えはないか。
五 国民年金において、父子年金制度の創設、また厚生年金において、遺族年金の支給対象に六十歳未満の夫を加える等、制度を改善する考えはないか。
六 以上の新しい施策のほか、既存の施策の活用、改善等で父子家庭の福祉の目的が達せられるも

のがあれば、併せて答弁願ひたい。

右質問する。

昭和五十五年五月二十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員二宮文造君提出父子家庭の福祉対策に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出父子家庭の福祉対策に関する質問に對する答弁書

一について
国が実施している厚生行政基礎調査、地方公共団体が実施した調査等があるので、特に父子家庭に関する調査を実施する考えはない。

二及び三について
父子家庭における日常生活上の家事及び児童の養育の問題には行政上の対策に極めてなじみにくい面があるが、児童の福祉を図る立場から、今後の課題として慎重に検討してまいりたい。

四について
父子世帯に係る所得控除の問題については、今後、検討してまいりたい。

五について
父子世帯の父には一般に本人自身に稼得能力があることから、国民年金制度における父子年金の創設は考えていない。

また、厚生年金制度においては、妻と死別した夫の場合、稼得能力に乏しい高齢者に対して遺族年金を支給することとしており、現行制度を改めることは考えていない。

六について
児童の福祉を図るため、保育所、養護施設、乳児院への入所措置等が講じられてはいるが、福祉事務所、児童相談所、児童委員等が、父子家庭の抱える種々の問題について相談に応じて

いるところである。

「旧土人保護法」を廃止し、アイヌ系住民の民族的民主的権利を守る新立法措置をとること等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月十四日

参議院議長 安井 謙殿
小笠原貞子

「旧土人保護法」を廃止し、アイヌ系住民の民族的民主的権利を守る新立法措置をとること等に関する質問主意書

今日、アイヌ系住民は、日常生活上さまざまな不当な差別をおしつけられ、就職、結婚、子どもの教育など特別の困難を余儀なくせられている。アイヌ系住民の多くは生業が安定せず、収入が低いため劣悪な生活環境におかれている。とくに、農漁村ではとり残された孤独の老人がふえる一方、仕事を求めて都市へ流れる数は急激にふえつつある。また、適切な保護政策がとられてこなかったため、ユカラなど貴重な民族的文化、言語、生活様式も失なわれようとしている。

アイヌ系住民を今日の深刻な事態におとし置いたものは、アイヌ系住民の民族的権利を無視し、差別的な政策をとってきた明治以来の政府のこれまでの政策にある。

私は、アイヌ系住民の民族的権利を保障し、いつさいの差別を一掃し、かつ生活にたいする特別の対策を実施すべきであるとの立場から、以下政府に質問する。

一「旧土人保護法」の廃止とそれにかわる新しい立法措置について
(一) アイヌ系住民に対する歴代政府の過酷な支配と抑圧について、これを反省し、その民族的権利を保障すること、同時に今日なお残し

ている「旧土人」なる蔑称をとりのぞくことは、政府の当然の責任である。

政府は、依然として「旧土人保護法」を残し、それにかわる新しい立法の検討をすすめるようとしていないが、その理由を明確にされたい。

(二)「旧土人保護法」の再検討をしない理由の一つに、従来政府は、アイヌ系住民の意見がまとまっていなかったことをあげてきた。しかし、北海道ウタリ協会は、すでに昭和五十三年度総会において、「旧土人保護法」とそれにかわる法律について検討する「特別委員会」を発足させており、同協会野村理事長ら協会役員は一致して「新しい法律を是非制定してほしい」と関係者に要請している。

こうした関係者の熱意に応えて、政府は、ただちに「旧土人保護法」を再検討し、新しい立法についての検討に着手すべきだと考えるが、どうか。

(三)現在、政府部内に、アイヌ問題を総合的に検討する機関が設けられていないのは、昭和四十八年三月、「審議会」を作つて検討することが望ましい(厚生大臣、北海道開発庁長官)とした国会答弁を無視する、政府の重大な怠慢である。

政府が、ただちにアイヌ系住民を含む関係者の審議会を政府部内に作り、自らの約束を実行するのは当然であると考えるが、どうか。

(四)政府は、アイヌ対策の窓口を北海道開発庁におき、関係省庁連絡会議を随時開いているとき。しかし、昭和四十九年三月、町村北海道開発庁長官(当時)は、「北海道開発庁は、開発法にもとづいて、北海道に開発する公共事業だけをやるためになつており、役所の構成も、人的関係も窓口にはふさわしくない(衆院予算委分科会)」と答え、北海道開発庁をアイヌ問題の窓口とするのは適当でな

いとした。私も、北海道開発庁の窓口では、単なる予算対策のみとなり、アイヌ問題の総合的体系的な対策にのりだすことはできないと考えている。

そこで政府にきくが、北海道開発庁をアイヌ問題の窓口とする措置は、便宜的、経過的なものなのか、それとも将来にわたつて継続されるのか。

(五)いづれにしても、政府としてアイヌ系住民に対する総合的体系的な施策を緊急にとる必要がある。その意向があるかどうか、その施策を企画する場合、どの省庁が行うにふさわしいと考えるか明確にされたい。

二 民族的文化の保護について

アイヌ系住民は、世界的叙事詩といわれるユカラをはじめすぐれた独自の民族的文化をもっている。しかし、このすぐれた文化は、政府が戦前アイヌ語やアイヌ風俗を事実上禁止ないしは抑圧し、戦後もほとんど何らの保護対策もとつてこなかったことと相まって、アイヌ語を話せる古老が年々いなくなるなど、滅亡の危機にさらされている。アイヌ文化は、国民的な財産であり、それは当然、政府の責任において守られなければならない。

三

(一)昭和四十九年三月、政府は、「いまだんだん古老が減つてしまふ状態であるので、そういう方々の現存しているうちに、こういう文化遺産を一つ残さず保存することは、われわれ和人の重大な責任である(北海道開発庁長官)」と答えている。にもかかわらず、現在、アイヌ文化の映画作成、アイヌ語のききとりや資料館の建設にわずかの補助がされているにすぎない状態である。

これでは到底「文化遺産を一つ残さず保存する」などといえるものでないことは明白である。予算増など抜本的対策を講ずべきだと考えるが、どうか。

(二)アイヌ系住民が非常に多い沙流郡平取町二風谷には、アイヌ語を話せる人は若干名いるが、これらの人たちは毎年夏になると観光地に出稼ぎに行き、アイヌ語の語りや踊りではそばそと生計を立てている。しかし、観光地の仕事があまりに過重なため、健康を害する人も多くでている状態である。

そこで、アイヌ語を話せるこれらの人々が出稼ぎに行かなくても、居住地等で、アイヌ語の伝承保存に専念できる体制を、国が責任をもつて緊急につくる必要があると考えるが、どうか。

(三)ユカラのみならず、ウエケレ(アイヌ説話)、カムイノミ(神を祈る儀式)なども歴史的価値ある民族的文化である。その保護保存のため、ユカラを語る人やカムイノミなどを、人間国宝や有形、無形文化財として指定する措置をとるべきではないか。

北海道の「ウタリ対策新計画」について
(一)北海道が昭和四十九年からすすめている「ウタリ福祉対策七カ年計画」は本年度終了し、来年度には新計画をスタートさせるべくその策定作業が現在行われている。

こうしたアイヌ対策について、北海道や市町村にだけまかせるのではなく、国民的課題として重視し、政府自身が責任をもつた計画を策定すべきであると考える。

北海道の新計画策定について、政府の基本的態度を明らかにされたい。

(二)北海道がすすめている新計画の策定作業に、当然、ウタリ協会の意見などがとり入れられるようアイヌ系住民の代表を含む適切な機関が設けられるべきである。しかしながら現実には、そうした体制がなく、関係者の意見も十分くみとくされておらず、いいがた

昭和五十五年六月六日 参議院會議録追録(その二)

質問主意書及び答弁書

反映されるための助言などを行うべきである
と思うが、どうか。
右質問する。

昭和五十五年五月二十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員小笠原貞子君提出「旧土人保護法を廃止し、アイヌ系住民の民族的民主的権利を守る新立法措置をとること等に関する質問」に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出「旧土人保護法」を廃止し、アイヌ系住民の民族的民主的権利を守る新立法措置をとること等に関する質問に対する答弁書

一について
(一)及び(二) 北海道旧土人保護法の存廃については、北海道庁を始めとする地元関係者の意見も尊重しながら検討していくべきものと考え

る。
また、今日までのウタリ諸対策の実施によりウタリをとりまく社会的、経済的環境等は漸次改善されつつあるものと考え、新しい法律の制定が必要であるとは考えていない。

(三) ウタリ対策事業は、広範多岐にわたり、関係省庁も多いので、これらの対策の総合的な検討を行うため、関係省庁で協議の結果、「北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁が連絡を密にして、国の立場からも総合的なウタリ対策を積極的に協力、推進してきたところである。

また、北海道においては、「北海道ウタリ福祉対策」(昭和四十九年度、昭和五十五年度)の策定時及び毎年度の概算要求時に、ウタリの意見を十分徴していると思われる。このような方法で、今日までウタリ諸対策

を実施してきたことにより、ウタリをとりまく社会的、経済的環境等は漸次改善されつつあるものと考え、審議会の設置が必要であるとは考えていない。

(四)及び(五) 北海道が進めているウタリ対策を円滑に推進していくためには、国においても関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図る必要がある。政府は、昭和四十九年五月三十日に「北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議」を設置し、同会議の運営に関する事務は、北海道と極めて密接な関係にある北海道開発庁において行わせることとしたものである。

このような体制で、今日まで鋭意ウタリ諸対策を推進してきたことにより、ウタリをとりまく社会的、経済的環境等は漸次改善されつつあるものと考え、したがって、今後ともこのような体制で、関係省庁間で密接な連絡をとりつつ所要の対策を推進していく考えである。

二について
(一) アイヌの衣食住、生業、芸能等の民俗文化財については、歴史民俗資料館の建設助成を行って関連資料の収集保存を助けるとともに、北海道教育委員会の行う北海道内アイヌ民俗文化財についての総合的な調査及び保存団体が行う儀式、食物等についての記録映画の作成について助成を行い、その保存の充実に努めているところである。

(二) 民話や民俗芸能、年中行事等地域における伝統文化の伝承活動については、地方公共団体や保存団体に対して助成を行っている。アイヌ民俗文化財の伝承について講習会等の事業を行う計画があれば、右助成の中で対応することを検討したい。

(三) アイヌ民俗文化財については、衣食住等の生活用具コレクション及びまざるきぶねが重要な有形民俗文化財に指定されており、ユネスコ

ラ、アイヌ建築技術・儀礼、春採と阿寒のアイヌ古式舞踊が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として選択されているが、今後とも歴史的価値あるものについては、文化財保護審議会の審議を経て指定、選択の措置を考慮してまいりたい。

なお、人間国宝といわれているのは、重要無形文化財のことであるが、これは芸能や工芸技術における高度に練磨された芸術的な伝統技法の保存のために行われる措置であつて、口頭伝承や習俗等については、事柄の性質上該当しないものである。

三について
北海道が自ら積極的に進めようとして策定した「北海道ウタリ福祉対策」について、これまで政府としても関係行政機関相互間の緊密な連絡を図りつつ積極的に協力してきたところである。

現在、北海道においては、新しい「北海道ウタリ福祉計画」(仮称)を策定中と聞いているが、同計画については、策定をまつて政府としても所要の検討をいたしたいと考えている。

また、同計画の策定に当たり、北海道は、北海道ウタリ協会などウタリ関係団体のほか学識経験者等の意見を十分聴取することとしていると聞いている。

沖繩県における米軍基地に起因する問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
昭和五十五年五月十四日

参議院議長 安井 謙殿

喜屋武眞榮

沖繩県における米軍基地に起因する問題に関する質問主意書

日本全土の米軍基地のうちその約五十三パーセントが沖繩県に集中し、復帰後九年を迎える現在も、依然として軍用地問題ははじめ、基地公害、演習被害、軍人による犯罪など基地と軍隊に起因する数多くの人権問題が後を断たない。

そこで、以下の点について質問する。
一 軍用機から発生する航空機騒音についてこの航空機騒音も、基地公害の重大なものである。特に、嘉手納飛行場、普天間飛行場周辺の騒音が激しい。

(1) 右嘉手納飛行場、普天間飛行場周辺の爆音公害の実態を示されたい。もし調査していないのであれば早急に調査すべきであると思うがどうか。

(2) 航空機騒音が住民の心身に与える影響、特に幼児や児童生徒の心身及び学習能力に与える影響はどうか。調査していないのであれば政府の責任で調査すべきものと思うがどうか。

(3) 米軍当局は、この航空機騒音に対しどのような対策をとっているか具体的に示されたい。またこの対策は遵守されているか。この対策が遵守されているかどうかの政府のチェック機構はどうなっているかを明確に示されたい。

(4) 政府は、基地周辺生活環境整備法による騒音の区域指定の告示を昭和五十三年十二月二十八日に行い、これにより個人住宅の防音工事を進めていると聞いているがその進捗状況はどうか。右告示以降に建築される家屋にも防音工事はなされるのか。なされないというのであればその理由は何か。また右新築家屋にも防音工事をすべきであると思うがどうか。

この防音工事は一室または二室防音にすぎず、生活上不便であるし、暑い沖繩での密室生活、密室授業は身体に悪い影響を与えるので全室防音にすべきであると思うがどうか。

(5) 昼夜の別なく発生するこれらの航空機騒音を根本的に除去するためには、米軍基地を撤去するか、演習を中止させるべきであると思ふがどうか。これらのことが直ちにはできないというのであれば、学校や民家の上空を低空で飛行しないようにすること及び夜間から早朝にかけての飛行を禁止すべきものと思ふがどうか。

二 キャンプ・シュワブの廃弾処理場について
キャンプ・シュワブの廃弾処理場での廃弾処理によつて起こる爆風等による被害が名護市において発生している。

(1) 当該廃弾処理場を撤去すべきものと思ふがどうか。

(2) 当該廃弾処理場での一回毎の廃弾処理の許容上限火薬量はいくらか。また米軍当局はこれを遵守しているか。

(3) 右の爆風等による被害の実態はどうなつてゐるか。調査していないというのであれば早急に調査し、損害を賠償すべきであると思ふがどうか。

三 伊江島射爆場の返還について
伊江島射爆場の返還はいつまでに実現する考へであるか、その返還の方針と実効ある措置を示されたい。

右質問する。

昭和三十五年五月二十三日
内閣総理大臣 大平 正芳
参議院議長 安井 謙殿
参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄県における米軍基地に起因する問題に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その二)

(1)及び(2) 飛行場周辺地域においては、航空機騒音により、学校教育、医療、日常会話、テレビ視聴、電話聴取、家庭団らん等について障害を受けている。

航空機騒音が心身に及ぼす影響については、医療機関に委託して調査を行っているが、まだ結論を得るに至っていない。

(3) 政府は、米側に對し、米軍が飛行場を使用するに当たつては、周辺住民に及ぼす騒音の軽減について配慮するよう申し入れているところであり、米軍もこの趣旨に沿つてできる限りの措置を講じているものと承知している。

(4) 嘉手納飛行場に係る住宅の防音工事の助成は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号)第四条の規定により指定区域内の住宅を対象として行つており、昭和五十四年度までの実績は、三千四百五十三世帯である。工事は、一室(五人以上の世帯については二室)について行つてゐるが、これと併行して、昭和五十四年度から一室防音施工済みの住宅について逐次全室防音化を図つてゐるところである。

なお、住宅の防音工事の助成は、区域指定の際現に同区域に所在する住宅について行うこととなつてゐる。その理由は、区域指定後障害を承知して新たに建設される住宅については助成の対象としないということによるものである。

(5) 米軍は、日米安全保障条約の目的の達成のため駐留し、及び必要な訓練を実施しているものであり、飛行場の撤去又は訓練の中止を米側に要求する考えはない。また、米軍が飛行場を使用するに当たつては、周辺住民に及ぼす騒音の軽減についてできる限りの措置を講じてゐるものと承知しており、政府としても、周辺地域に及ぼす騒音の軽減について配慮するよう従来より、米側に申し入れているところである。

質問主意書及び答弁書

二 について
キャンプ・シュワブ内の爆発物処理場は、米側にとつて必要なものであつて、これを撤去するよう米側に要求する考えはない。

爆発物処理場における一回ごとの爆発物処理の制限量は、通常二五〇ポンドであると承知している。被害が生じたときとされる保育所等について那覇防衛施設局が実地調査したが、爆発物処理と壁のひび割れ等との間の因果関係は、認められなかつた。

三 について
伊江島補助飛行場は、第一六回日米安全保障協議委員会において移設措置とその実施に係る合意の成立後返還される施設・区域として了承され、現在、その移設先について検討中である。

日本住宅公団の土地買収に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月十四日
参議院議長 安井 謙殿
目黒今朝次郎
日本住宅公団の土地買収に関する質問主意書

質問主意書及び答弁書

事が進んでいる排水路とはどこをさすのか。

四 この土地の開発条件に必要な排水に要する河川は、複数箇所であると公団は説明しているが、その河川はどこをさすのか。

五 京都府住協の昭和五十一年三月期の申告所得金額と同期の決算報告、監査報告書によるとこの税引前当期剰余金との違いは何なのか。

六 この土地についての鑑定評価書は、開発可能を前提条件にしているが、その理由は何か。

また、鑑定書の中で、景観保全のために残すべき土地の必要性、道路付状況、公団が提出した既買収地の図面の中での虫食い状況、排水のための河川が近くに存在しない事実、いずれも重要なことがぬけているのであるが、その理由は何なのか。

七 この土地の鑑定評価書は、公団及び京都府住協等の関係者との間で創作されている疑いはないか。

右質問する。

昭和五十五年五月二十三日
内閣総理大臣 大平 正芳
参議院議長 安井 謙殿
参議院議員目黒今朝次郎君提出日本住宅公団の土地買収に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

参議院議員目黒今朝次郎君提出日本住宅公団の土地買収に関する質問に対する答弁書
一及び二について
当地区の開発に当たつては、特に雨水排水と景観保全のための方策について十分な調査、検討が必要であり、これに時間を要していると聞いている。

日本住宅公団は、この検討結果を踏まえて、なるべく早い時期に開発のための事業に着手できるように具体的な開発計画等の検討を進める予定であると聞いている。

質問主意書及び答弁書

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

三について

一級河川の新川に關することであると承知している。

四について

普通河川の谷田川、荒木川等のことであると承知している。

五について

京都労働者住宅生活協同組合の決算報告、監査報告書においては、土地建物前受金として処理を行ったものが、確定申告書においては、所得として処理を行ったため、御指摘の金額の差が生じた旨京都府から聞いている。

六及び七について

日本住宅公団は、通常の適正な手続きにより、不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼し、当該業者が作成した鑑定評価書の提出を受けたものと聞いている。

平和相互銀行及び太平洋クラブ等の疑惑に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年五月十四日

目黒今朝次郎

参議院議長 安井 謙殿

平和相互銀行及び太平洋クラブ等の疑惑に關する質問主意書

次の事項について質問したい。

一 太平洋クラブの会員の内訳について
太平洋クラブの現在までの縁故募集による会員数は何名か。その場合の入会金及び保証金はそれぞれいくらか。第一次会員募集による入会者数は何名か。このうち、個人は何名で法人は何社か。同時に入会の際に太平洋クレジットサービスよりローンをうけて入会した人がおるが、その人数・ローン総額はいくらか。第二次

会員募集についても全く同様のお答えをいただきたい。また、全会員の都道府県別人数はそれぞれ何名か。

二 太平洋クラブのパンフレット等の宣伝にある全ゴルフ場・二十七コースの完成はいつか。

三 太平洋クラブ及び株式会社太平洋クラブの経理を公開せよ。

太平洋クラブのごとく、七百七十億円弱という巨額の金を不特定多数の大衆より集めていることは、極めて危険で問題ではないか。

四 太平洋クラブの集めた金の流れについて
太平洋クラブが既にオープンしたゴルフ場等施設の土地買収費用を含む設備投資額はいくらか。また、未完成のゴルフ場等の土地買収費用を含む、いわゆる建設仮勘定はいくらか。

五 株式会社太平洋クラブが所有する平和相互銀行株について
資本金二十億円の株式会社太平洋クラブが平和相互銀行の株を、同社の発行済株式総数に対して八・九三%の割合をもつて所有しているが、要は小宮山ファミリーの同族支配強化に大衆から集めた金を利用され、会員のためのゴルフ場等は未完成のままである。株式会社太平洋クラブが平和相互銀行株を取得した時期はいつか。取得価格は平均いくらか。取得方法等はいつか。

六 大蔵省中小金融課長小田原定氏の、私の質疑に對する国会答弁について
本年四月九日、物価等対策特別委員会において私の質疑に對して小田原氏は「……私も検査した内容における限りにおいては健全な担保も徴しており、平和相互銀行がいささかも経営上問題があるというふうには感じておりません。……経営としてはいささかも問題はな

いことをこの機会に申し上げて……」と答弁している。しかるに我が党の調査では、本年四月十六日、米里銀行局長と宮本審議官が小宮山精一社長を銀行局へ呼んで諸々の事情を口実に小

宮山氏の社長辞任を強く迫り、具体的な後任社長まで強く推薦している事実がある。私の質問後十日も経たないうちに経営上問題のないとされる社長の辞任を迫り、後任人事まで決定しようとしている法的な根拠は何か。国会における答弁が正しいのか、正しくないのか。それとも国会での議論を全く無視し、軽視しているのか。国会における答弁が正しくないとするならば、その責任は具体的に誰がどうとるのか。明確に答へよ。

七 銀行を指導監督するという大蔵省の立場とは何なのか。

本年五月十四日午前十一時半すぎの物価等対策特別委員会議事会後、宮本審議官は平和相互銀行にはいろいろ問題があると言明した。それについて今まで放置していた原因は何であるか。故小宮山英蔵氏が社長の頃は何も問題がなかったのか。現在問題があるならば、代表取締役及び取締役・監査役等の連帯責任であつて、それらについて大蔵省はどう指導監督しているのか。(商法二五四条ノ二、同二七七条、同二七八条)

十四日の席上宮本審議官は、四月九日以後、平和相互銀行関係者と全然会っていない、と一度表明してから後、私の事実関係の指摘に對して直ちに答弁を変更して、小宮山精一社長と四月十六日に米里銀行局長と共に会見したことを認めた。この一貫性のない答の理由は何か。
本年三月七日午後九時から九時半、築地の料亭「秀花」において某国会議員が小宮山精一社長に社長辞任を強く迫りながら、「オレのバックは現職大蔵大臣である。大蔵省も了解している」と言明したと聞か、大蔵大臣はこうした人事問題に關係しているのかどうか。
八 五月十四日付の日本経済新聞の朝刊に、「平和相互銀行が簿外保証、四百億円すでに解消、大蔵省検査で表面化」と出ているが、これは事実か。

右質問する。

昭和五十五年六月六日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員目黒今朝次郎君提出平和相互銀行及び太平洋クラブ等の疑惑に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員目黒今朝次郎君提出平和相互銀行及び太平洋クラブ等の疑惑に關する質問に對する答弁書

一から五までについて

1 太平洋クラブの会員の内訳等については、次のとおりであると聞いている。

(1) 昭和四十八年三月十五日から三十日まで行われた「縁故募集」による会員数は、一万一千五百七十二であり、その際の入会金は五十万円、入会保証金は四百三十万円であつた。

(2) 昭和四十八年四月一日から六月三十日まで行われた「第一次会員募集」による会員数は、四千四百五十二であり、その内訳は、個人会員が三千三百九、法人会員が千四百十三である。

(3) 昭和五十年三月一日から三十一日まで行われた「第二次会員募集」による会員数は、八百九十であり、その内訳は、個人会員が三百、法人会員が五百九十である。

(4) 全会員の都道府県別人数については、次のとおりである。

東京都 八千二百六十一 神奈川県 千八百二十九 千葉県 千二十七 大阪府 千三百九十三 兵庫県 千三百三十 埼玉県 七百四十九 その他 二千三百二十五

2 株式会社太平洋クラブは、ゴルフ場二十七コースを開設する予定であると昭和四十八年

三月に発表しているが、そのうちの十三・五
 コースが既に開設されていると聞いている。
 3 任意団体である太平洋クラブについては、
 現行法制上一般的な経理公開の義務はない。
 株式会社太平洋クラブについては、商法の定
 める範囲内において株主等に対してその経理
 を公開する義務がある。

4 いわゆる会員制事業においては、入会に際
 して契約上一定の金額を入会保証金等の名目
 で払い込むこととなっている場合が多い。か
 ような契約形態をめぐって、紛争が生じてい
 る例もあることは承知しているが、いわゆる
 会員制事業は危険であるとは言えないものと
 考える。

5 その他の事項については、答弁を差し控え
 たい。

六及び八について

(1) 平和相互銀行は、本年五月十四日、同行
 の貸借対照表に計上していない債務保証が
 昭和五十四年三月期末で約四百三十億円に
 達していたことを対外的に発表したが、こ
 れは事実である。債務保証の額を貸借対照
 表に計上しないことは、金融機関の公共
 性、社会性からみておおよそあつてはなら
 ないことであると考えられる。

(2) しかし、同行には、預金者保護に欠ける
 ほど資産内容が悪化しているというよう
 な経営上の問題はない。大蔵省銀行局中小金
 融課長が本年四月九日参議院物価等対策特
 別委員会に答弁したのは、この趣旨による
 ものである。

(3) なお、本年四月十六日、大蔵省銀行局長
 は同行の小宮山精一社長を呼び、(1)の事業
 等検査の結果を総合的に勘案し、同行の経
 営者の然るべき責任を明らかにして欲しい
 と述べたが、同社長の辞任を迫つたり、具
 体的な後任社長を推せんしたという事実は
 ない。

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その二)

質問主意書及び答弁書

七について

(1) 大蔵省は、従来から平和相互銀行につ
 いて、検査や行政を通じ、必要な都度指導監
 督を行つてきたところである。なお、今回
 の検査に基づく同行の経営者責任に關し、
 本年五月二十三日、社長の交代について同
 行から報告を受けたところである。

(2) 本年五月十四日の大蔵省宮本審議官云々
 の部分については、参議院物価等対策特別
 委員会理事を終了後の目黒議員との個別の
 話合いの問題であるが、御指摘のような一
 貫性のない答えをしたという事実はない。

(3) 本年三月七日、某国會議員が平和相互銀
 行の小宮山精一社長に御質問のような内容
 の言明をしたかどうかについては承知して
 いない。

沖繩戦当時六歳未満であつた戦傷病者に関する
 質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
 出する。

昭和五十五年五月十六日

喜屋武眞榮

参議院議長

安井

謙殿

沖繩戦当時六歳未満であつた戦傷病者に関
 する質問主意書

政府は今国会において、沖繩県の特種事情(第
 二次大戦中国内唯一の決戦場であつたこと、島
 嶼であるため民間人が容易に戦場を離脱できな
 かつたこと)を考え、沖繩戦当時六歳未満であつ
 たか否かを問わず、個々の実情を調査し、戦傷病者
 戦没者遺族等援護法の適用の可否を検討してい
 る旨答弁している。

そこで以下の点について質問する。

一 右の実情の調査はいかなる方法で行つてい
 るか、調査の進捗状況はどうか、またいつまでに
 調査を終えるのか示されたか。

二 政府の責任で右の六歳未満の戦傷病者数と、
 それが同援護法の適用が可能か否かの積極的な
 実態調査を行うべきものと思うがどうか。
 右質問する。

昭和五十五年五月二十三日

内閣総理大臣

大平 正芳

参議院議長

安井

謙殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩戦当時六歳未
 満であつた戦傷病者に関する質問に対し、別紙
 答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖繩戦当時六
 歳未満であつた戦傷病者に関する質問に対
 する答弁書

一及び二について

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用について
 は、申請に基づき、個別の事案につき十分に調
 査し、遺漏のないように行うべきことは当然で
 あり、いつせいにいわゆる実態調査を行うこと
 は、考えていない。

建設資材の価格高騰に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
 出する。

昭和五十五年五月十九日

参議院議長

安井

謙殿

鈴木 一弘

建設資材の価格高騰に関する質問主意書
 昨年はじめより、建設諸資材価格は高騰を続け
 ており、公共事業、民間住宅建設などの建設費は
 大幅に上昇している。

その為、中小零細建設業者並びに建設関係の職
 人は、資材手当難、仕事不足、業績不振に陥つて
 いる。
 以上のような観点から、次の諸点について質問

する。

一 政府が三月に決定した「当面の物価対策」にお
 いて、個別物資価格抑制対策が掲げられている
 が、建設資材価格は高騰する一方である。
 住宅建設促進の基盤となる建設資材価格の高
 騰抑制にいかなる具体的対策を講ずるのか。

二 「国民生活安定緊急措置法」、「生活関連物資
 等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関
 する法律」を発動し、建設資材の価格及び需給
 に対する監視を強化する必要があると考える
 が、政府の見解を問う。

三 物価安定策として、公共事業等の執行抑制措
 置が講ぜられていることは理解できるが、住宅
 建設需要の減退が見込まれるため、公共事業に
 対する中小零細建設業者向け発注は、その比率
 を高め、経済変動に左右されない安定的な発注
 量を確保する必要があると考えるが、政府の見
 解を問う。

四 中小零細の下請建築業者に対する元請業者の
 不当に低い請負代金の押しつけや、下請代金支
 払遅延などの改善については、政府の「努力す
 る」との発言にもかかわらず問題は深刻化して
 いる。下請企業を守るためどのような具体策を
 講じていくのか問う。

五 先に政府は公共事業請負契約書に石油関連建
 設資材の価格変動に対処する特約条項の設定を
 決定し、特定資材の価格上昇による請負代金額
 の変更を決めたが特定資材の範囲を広げ対象資
 材を広げるべきではないか。

六 政府は建設資材の需給及び価格の安定のため
 各地方建設局を単位に公共事業の施行対策地方
 協議会を設置し十分な監視を行うようにしてい
 るというが、未だ十分な効果がでていない。今
 後の対策はどうか。

七 住宅建設の促進に対しては、地価対策を含め
 総合的な住宅対策が要であるが、昭和五十五
 年度は住宅建設を推進する経済的条件はきわめ
 て悪い。昭和五十五年度の住宅建設促進策につ

昭和五十五年六月六日 参議院會議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書 審査報告書(継続案件)

いての政府の具体策を問う。
右質問する。

昭和五十五年六月六日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員鈴木一弘君提出建設資材の価格高騰
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出建設資材の価格
高騰に関する質問に対する答弁書

一及び二について

建設資材については、原油等海外産原材料価
格の高騰、円安傾向等を背景にその価格が上昇
したので、政府としては、いやくも便乗値上
げ等のないよう「公共事業施行対策地方協議会」
の活用等により、建設資材の需給及び価格動向
の調査、監視等を行ってきたところである。

建設資材の価格及び需給の現状からみて建設
資材につき、「国民生活安定緊急措置法」及び
「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対す
る緊急措置に関する法律」を発動する事態には
至っていないものと考え、今後ともこのよう
な調査、監視をきめ細かく行くとともに、必
要に応じ備蓄材料の放出、原材料の出荷要請等
の関係業界への指導等を行うことにより適切に
対処してまいる所存である。

三について

公共事業の発注に当たっては、従来から分割
発注の促進、共同請負制度の活用等により、中
小建設業者の受注機会の確保に努めてきたこと
ろであり、今後ともその推進に努めていくこと
としている。

四について

従来から、元請・下請関係合理化指導要綱及
び建設工事標準下請契約約款の策定及び普及等
により、合理的な下請契約の締結、適正な下請
代金の支払等について、元請建設業者を指導

し、下請建設業者の保護に努めてきたところで
ある。

更に、昭和五十四年度からは、三年間の計画
で、特定建設業者を対象として、下請代金支払
状況等実態調査を実施し、この調査結果に基づ
き、必要に応じて、個別的、具体的に元請建設
業者を指導し、下請建設業者の保護を図ること
としている。

五について

いわゆる特約条項の設定は、公共事業の円滑
な執行及び建設業者の健全な経営の維持を図る
ため、当分の間の措置として、石油価格の変動
の影響を直接受け、かつ、あらかじめ備蓄して
おくことが困難な資材を対象とした特約的なも
のであり、対象の拡大は考えていない。

六について

公共事業施行対策地方協議会においては、農
林水産省地方農政局、通商産業省通商産業局、
建設省地方建設局等の関係機関が建設資材及び
建設労働力について相互に情報を交換すること
もに、これらについて地域的な需給のひつ迫が
生じ公共事業の円滑な執行に問題が起らない
よう所要の措置につき協議等を行っており、
今後ともその的確な運営に努めることとしてい
る。

七について

昭和五十五年度においては、住宅建設の促進
を図るため、住宅金融公庫の融資戸数の確保及
び貸付限度額の引上げ、住宅地関連公共施設
整備促進事業の大幅な拡充、特定賃貸住宅建設
融資利子補給補助制度の改善等各般の施策を講
ずることとしている。

審査報告書

昭和四十二年以後における国家公務員共済
組合等からの年金の額の改定に関する法律等
の一部を改正する法律案(第九十回国会関係法

第一六号)(継続案件)

昭和四十二年以後における公共企業体職員
等共済組合法に規定する共済組合が支給する
年金の額の改定に関する法律及び公共企業体
職員等共済組合法の一部を改正する法律案
(第九十回国会関係第一九号)(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて
経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本法律案は、第九十回国会に提出され、同国会
において趣旨説明を聴取したが、なお慎重な審査
を必要としたため、閉会中も継続して審査を行う
こととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとど
まり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて
経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

地方行政委員長 後藤 正夫

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本法律案については、第九十回国会開会中にお
いて趣旨説明を聴取した。

また、同閉会後においては、資料の収集に努め
たが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員

10

共済組合からの年金の額の改定に関する法律
等の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて
経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

文教委員長 大島 友治

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本法律案については、第九十回国会において、
趣旨説明を聴取し、同閉会中において、資料の収
集等を行つたが、審査を終了するに至らなかつ
た。

審査報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて
経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

農林水産委員長 青井 政美

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本法律案については、第九十回国会開会中にお
いて趣旨説明を聴取した。

また、同閉会後においては、資料の収集に努め
たが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和
五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十
一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和
五十一年度政府関係関係決算書(継続案件)

昭和五十一年度国有財産増減及び現在額総計
算書(継続案件)

昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

決算委員長 志苦 裕
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中、表記の件に關し、政府当局及び参考人の出席を求め、全般的な質疑を行つた。

同国会閉会中においては、皇室費、国会、会計検査院、大蔵省、日本専売公社、国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出入銀行、文部省、科学技術庁、外務省及び防衛庁の決算について審査を行つたほか、鋭意資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十五年五月十九日

予算委員長 山内 一郎
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

第九十一回国会において、本委員会は、昭和五十四年度補正予算及び昭和五十五年度総予算の審査を行つた。

標記の件に關しては、財政、経済關係に関する資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

内閣委員長 古賀雷四郎
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国防衛に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

内閣委員長 古賀雷四郎
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中及び閉会後において、主として資料の収集等に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

地方行政委員長 後藤 正夫
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、第九十回国会開会中において、左記事項等に関し、後藤田國務大臣及び関係政府当局に對し質疑を行い、同国会閉会後においては、資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

記

一、選挙に関する件
一、地方行政財政問題に関する件

調査報告書

檢察及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

法務委員長 峯山 昭範
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中及び同国会閉会後において、適宜関係資料の収集、検討等を行つたが、本件調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

國際情勢等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

外務委員長 石破 二郎
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中、國際情勢等に関する当面の諸問題について資料の収集等に努めた。

次いで、閉会後においては、インドシナ難民問題、對ソ連外交と北方領土問題、對米外交問題、石油・エネルギー問題、イラン問題、對中東外交問題、金大中事件に関する問題、インドシナ問題等について、大來外務大臣の見解をたずねるとともに、内閣官房、警察庁、外務省、文部省、通商産業省、資源エネルギー庁当局及び参考人に対し質疑を行う等の調査を行つたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

大蔵委員長 世耕 政隆
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中、当面の財政及び金融等に関する諸問題について、大蔵大臣及び関係当局に對し質疑を行つたほか、各種調査資料の収集を行つた。
次いで、閉会後も資料の収集を行つたが、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び學術に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

文教委員長 大島 友治
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中において、教育、文化及び學術に関する調査に關し、文部大臣

昭和五十五年六月六日 参議院會議録追録(その二) 調査報告書(継続事件)

の文教行政に対する基本姿勢、学級編制基準の改善、教科書無償制度、学校給食、放送大学学園法案提出の方針、交通遺児の進学、公立文教施設の整備、教頭の定数化等の諸問題について、文部省等関係当局に対して質疑を行った。

また、同閉会中においては、資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保険制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

社会労働委員長 久保 亘

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

社会労働委員長 久保 亘

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

農林水産委員長 青井 政美

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中においては、昭和五十五年度水田利用再編対策及び当面の農林水産行政に関する件について農林水産大臣及び関係政府当局に対し質疑を行った。

同閉会中は、主に関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

商工委員長 斎藤 十朗

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会において石油製品の供給・価格及び流通機構に関する件、地熱発電の開発に関する件、電気料金改定及び電気税に関する件、石炭火力発電の利用に関する件、中小企業に対する租税特別措置に関する件等について政府関係者に質疑を行った。

また、資源エネルギー対策小委員会を設置し、同委員会で石油の需給見通し、燈油の流通問題、電力会社の経営問題等について政府関係者に質疑を行った。

なお、同国会開会中及び閉会後において、資料

を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかった。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

運輸委員長 三木 忠雄

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中において、日本鉄道建設公団の経営問題等に関する件、国鉄の財政再建問題等に関する件、航空運賃の値上げ問題等に関する件、新幹線の整備計画に関する件、空港の整備計画に関する件、新関西国際空港問題に関する件、内航海運に関する件、巡視船の整備計画に関する件、上越新幹線用地の補償問題に関する件、左折車の事故防止対策等に関する件等について質疑を行った。

また、国鉄問題に関する小委員会を設置し、国鉄財政再建等に関して調査を進めた。

なお、閉会後においても、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

通信委員長 矢田部 理

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中において、国際電信電話株式会社の不祥事件につき、同社前取締役社長板野學君を参考人として招致し、大西郵政大臣、大蔵省当局から報告を聴いた後、政府および参考人に対し質疑を行った。

また閉会後は、関係資料を収集する等調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

建設委員長 浜本 万三

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中、大都市圏における地震防災対策に関する件、公共事業の執行及び住宅政策に関する件、日本住宅公団、宅地開発公団等建設省関係機関の統廃合等に関する件、モデル定住圏構想等地域整備に関する件、多摩ニュータウン地区における幹線道路の整備に関する件等について、建設大臣、国土庁長官、政府当局及び参考人に対し質疑を行った。

また、同閉会中、建設事業並びに建設諸計画に関する実情調査のため、東京都(小笠原諸島)に委員派遣を行ったほか、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、本調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

予算委員長 山内 一郎
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中において、予算の執行状況に関する件について、大平内閣総理大臣及び関係各大臣等に対し質疑を行った。閉会後においては、財政、金融、経済動向に関する資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

決算委員長 志苦 裕
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中、表記の件に関し、昭和五十一年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集等、調査を行い、その際、公費の不正経理根拠に関する決議を行った。

また、同国会閉会中も、昭和五十一年度決算の審査と並行し、資料の収集を行う等、調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 志村 愛子
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本特別委員会は、第九十回国会開会中、左記事項に関し小淵國務大臣及び関係政府当局に対し質疑を行った。

次いで、閉会後においては、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査について、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかった。

記

一、北方領土返還運動に関する件
一、北方領土とサンフランシスコ平和条約に関する件

一、竹島問題に関する件

一、日ソ平和条約締結に関する件

一、北方領土の元居住者等に対する援護措置に関する件

一、北方領土関係予算に関する件

一、色丹島のソ連軍配備に関する件

一、北方領土の各地地図記載に関する件

一、沖縄の経済自立と格差是正に関する件

一、沖縄の基地問題に関する件

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

災害対策特別委員長 青木 薪次
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中及び同閉会後

において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

公害対策及び環境保全特別委員長 小山 一平
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中、土屋環境庁長官の環境政策の基本、環境影響評価の法制化、琵琶湖の富栄養化防止条例と閉鎖性水域の水質汚濁防止対策、公害健康被害補償制度、環境庁の不正経理、公害防止事業団の不正業務、旧松尾鉱山の慢性砒素中毒、木曾川右岸流域下水道計画、松くい虫の防除、緑化対策等の諸問題について、政府に対し質疑を行った。

また、開会中及び閉会後において、資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかった。

調査報告書

交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

交通安全対策特別委員長 目黒今朝次郎
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中において、交

通事情及び交通安全対策の実情調査のため、福岡県及び宮崎県へ委員派遣を行った。

また、閉会後においては、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

物価等対策特別委員長 吉田 実
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中において、当面の物価問題等について通商産業大臣、経済企画庁長官、公正取引委員会委員長、郵政省、大蔵省、厚生省、行政管理庁、日本銀行等関係当局に對して質疑を行うとともに関係資料の収集を行った。

次いで、閉会中においても、適宜関係資料の収集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

公職選挙法改正に関する特別委員長 中村 禎二
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、表記の件に関し、第九十回国会開

昭和五十五年六月六日 参議院會議録追録(その二) 調査報告書(継続事件) 第八十八回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

つていたため、結論を得るに至らなかった。

会中、第三十五回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締り状況に関する件について後藤田国務大臣及び政府委員から報告を聴き、左記事項等に関し質疑を行った。

また、同国会閉会後においては、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

記

- 一、政治資金規正に関する件
- 一、選挙運動の拡大に関する件
- 一、選挙制度改革に関する件

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

科学技術振興対策特別委員長 堀出 啓典

参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中、原子力行政に関する件、原子力発電所の安全性に関する件、原子力発電所の下請労働者の放射線被曝問題に関する件、米国スリーマイルアイランド原子力発電所事故の提起した諸問題に関する学術シンポジウムに関する件、科学技術に関する国際博覧会に関する件、雪害防止対策研究推進に関する件及び日本原子力研究所の運営に関する件等について科学技術庁長官、政府関係当局及び参考人に対して質疑を行った。

また、閉会後は、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわた

調査報告書

航空機輸入に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十四年十二月二十日

航空機輸入に関する調査特別委員長 森下 泰
参議院議長 安井 謙殿

経過の概要

本委員会は、第九十回国会開会中及び閉会後、関係資料の収集整備等鋭意調査に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

昭和五十四年十二月二十四日

内閣総理大臣 大平 正芳
参議院議長 安井 謙殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第八十八回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第八十八回国会において、参議院で採択され、

内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数 処理案決定件数
第八十八回国会 三一件 三一件

件 名

主たる所管省

請願に対する処理要領

元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(七件)(第五・一一・一七・二九・三五・一一二・一一三号)

(総理府)

一 旧陸海軍従軍看護婦について旧日本赤十字社看護婦に對する処遇と同様な措置を講ずることは困難であるが、今後とも旧陸海軍従軍看護婦の実態の把握に努め引き続き検討してまいりたい。

二 厚生年金、国民年金等の各制度は、相互連帯の精神に基づき、すべての加入者が保険料を納付することを前提に組み立てられている制度であり、旧陸海軍従軍看護婦の在職期間だけを特例的に取り扱うことはできない。また、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金等の各制度においては、制度の施行前における公務員又は公社職員としての在職期間で恩給制度等の適用を受けなかったものについては、それぞれの制度の施行日に引き続く期間に限り通算することとしているので、このような要件に該当しない旧陸海軍従軍看護婦の在職期間を通算することは困難である。

旧軍人恩給等の改善に関する請願(三件)(第一四・一五・一六号)

同

一 旧軍人の仮定俸給については、戦前から実俸給を上回る額が定められており、それを増額してきたものが現在の仮定俸給となつているので、この点において一般文官の仮定俸給とは基本的に異なつた性格のものである。したがつて、昭和二十三年の新給与制度実施前に退職した旧文官とその後に退職した者との仮定俸給の均衡を図る趣旨から過去数回にわたつて行われた旧文官の仮定俸給の是正措置等を旧軍人の仮定俸給にそのまま当てはめることは困難である。しかし、一方では、同じ時期に退職した文武官の仮定俸給に差があることは適当でないという考え方もあるもので、昭和四十四年以降の法改正によつて、長期在職の旧軍人のみならず、短期在職の旧軍人についても六〇歳以上の者、傷病者及び遺族については、仮定俸給の引上げを行つているところである。

重度戦傷病者に対する傷病恩給等の改善に関する請願(第一〇八号)

同

二 最低保障額については、公務員給与の改善、他の公的年金との均衡等を考慮してその改善に努めているところであり、昭和五十四年の法改正においても、その額の引上げを行つたほか、普通扶助料の最低保障額については、その額の引上げ、適用範囲の拡大等につき特段の改善を図つたところである。また、短期在職者に係る最低保障額に六年区分制を設けることについては、短期在職者の実態、恩給内部の均衡等を考慮しながら、今後慎重に検討してまいりたい。

三 寡婦加算に係る年齢制限を撤廃するとともに、その額を更に増額することについては、恩給制度のみならず、公的年金制度全体に共通する問題であり、慎重な検討が必要である。

四 旧軍人の加算年の取扱については、受給者の実態を考慮しつつ逐年所要の改善措置を講じてきたところであり、昭和五十四年の法改正においても、加算年を金額計算の基礎となる在職年に算入する場合の年齢の要件を六〇歳に緩和したところである。六〇歳未満の者に給する加算恩給の減算率を撤廃することについては、今後の社会的経済的諸条件の推移を見ながら、慎重に検討してまいりたい。

五 国民年金制度は、他の公的年金制度の適用を受けられない人を対象として作られたものであり、福祉年金は、本来他の公的年金と併給されるべき性格のものではない。しかしながら、現実には、低額の普通扶助料等を受けている者があることを勘案し、従来から一定限度額まで併給してきたところであり、併給制限を完全に撤廃したり、あるいは大幅に引き上げたりすることは困難である。

一 増加恩給は、増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害

の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに對し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして、公務員が生前受けていた恩給の性格、その死亡の原因等に応じ妥当と認められる額を給するものであるから、その趣旨は全く異なっている。したがって、請願のように、扶助料の年額を増加恩給の年額を基礎として算出することは適当でない。

なお、増加恩給受給者の遺族に支給する扶助料については、その受給者の特殊事情を考慮し、逐年その改善に努めているところであり、昭和五十四年の法改正においても、その増額について特段の配慮をしている。

二 重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合に於ては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中から賄われるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較してそんなものではないので、重度戦傷病者に別途介護料を支給することは適当でないが、これらの者に対する処遇については、今後ともその充実に努めてまいりたい。

三 重度戦傷病者に給する傷病恩給を改善することについては、重症者優遇の趣旨から特別加給の制度を設けるなどその処遇の充実に配慮しているところであり、昭和五十四年の法改正においても、基本年額を特段に増額するほか、特別加給の増額を行つてゐるが、今後ともその給付の充実に努めてまいりたい。

四 重度戦傷病者の特別項症の最高七割増までの制限を撤廃して、各症状等差の全額を合算したものを支給することについては、傷病恩給全体の体系を崩すこととなり、困難である。

一 増加恩給は、増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられている

重度戦傷病者に対する処遇改善に関する請願(第一一〇号)

同

ことを考慮し、障害そのものの評価及び障害の与える影響等に応じた年額を給するものであるのに對し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族の生活の支えとして、公務員が生前受けていた恩給の性格、その死亡の原因等に應じ妥当と認められる額を給するものであるから、その趣旨は全く異なっている。したがって、請願のように、扶助料の年額を増加恩給の年額を基礎として算出することは適当でない。

なお、増加恩給受給者の遺族に支給する扶助料については、その受給者の特殊事情を考慮し、逐年その改善に努めているところであり、昭和五十四年の法改正においても、その増額について特段の配慮をしている。

二 重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合に於ては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の中から賄われるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較してそんな色のないものである。重度戦傷病者に別途介護料を支給することは適当でないが、これらの者に対する処遇については、今後ともその充実に努めてまいりたい。

三 重度戦傷病者の特別項症の最高七割増までの制限を撤廃して、各症状等差の全額を合算したものを支給することについては、傷病恩給全体の体系を崩すこととなり、困難である。

出版物については、現在、公正取引委員会において、独占禁止法上の観点からその流通の実態を調査しているところであり、政府としては、当該調査の結果をも踏まえて、出版物の流通の在り方について引き続き検討を行つてまいりたい。

一 腎炎・ネフローゼ等の小児慢性疾患に罹患している児童に対する医療費の公費負担につ

いては、昭和四十九年度において、小児慢性特定疾患治療研究事業として制度を統一し、その対象疾患も九疾患群に拡大したところである。その後においても、逐年改善を図つてきており、昭和五十四年度においては、悪性新生物について、通院治療をもその対象とし、また、ぜんそくについて、その対象年齢を一八歳未満から二〇歳未満に延長したところであるが、今後とも本制度の改善に努めてまいりたい。

なお、これら、疾患を持つ児童生徒の就学に伴う保護者の経済的負担の軽減を図るため、養護学校の寄宿舎に入舎している児童生徒については、寄宿舎居住に伴う経費、帰省費等を、また、国立病院、国立療養所に併設している養護学校等に就学している児童についてもその保護者の経済的負担能力に応じ、学用品の購入費等について就学奨励費を支給しているところである。

二 養護学校の義務制実施に伴う教育施設設備については、計画的に整備を推進してきたところであり、昭和五十四年度において、全国の病弱養護学校数は九五校となつている。

なお、養護学校の義務化に伴い、昭和五十三年度九、八六八人いた就学猶予・免除児童生徒が、昭和五十四年度には三、三六七人に減少した。

三 養護学校を含め今後の学級編制基準及び教職員定数の問題については、昭和五十三年度において文部省が行つた教職員の配置状況等についての全国的調査の結果を踏まえ現在慎重に検討しているところである。

また、教材教具の充実については、毎年度教材費国庫負担金の増額に努力してきたところであるが、更に、昭和五十三年度から第二次教材整備一〇か年計画をスタートさせ、その一層の充実に努めているところである。

出版物再販制の廃止反対に関する
請願(第一四九号)

同公正取引
委員会

文部省

養護学校の義務化に伴う教育整備
等に関する請願(第一〇号)

大幅私学助成に関する請願 (第五号)

義務教育諸学校の新增設に対する
国庫負担等に関する請願 (第五四号)

同

一 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、教育条件の維持向上と経済的負担の軽減を図るため、経常費補助を年々拡充しており、緊急の財源措置を行うこと及び直接的な授業料等学費に対する助成を行うことは考えていない。

二 私立大学等経常費補助金については年々拡充しており、その主要な積算項目は、既に二分の一となっている。

三 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、経常費助成を年々拡充してきたところであり、過疎県の私立高校に対する特別補助についても、その充実を図ってきたところである。

四 日本育英会の育英奨学事業については、逐年拡充を行ってきたところである。

昭和五十四年度においては、私立学校の貸与月額の一万円増額、私立大学特別貸与人員の四、四〇〇人増(短大を含む)等、私立学校を中心として大幅な改善を図ったところである。

一 地方財政の危機を打開し、その健全性を回復するため、できるだけ早い機会に国・地方を通じる租税負担の増加を図りつつ、地方税財政制度の抜本的改正を行い、地方税、地方交付税等の一般財源の大幅な充実を図る必要があると考えている。

二 児童生徒急増市町村の小中学校用地取得費に対する補助は、児童生徒の急増に対処するため大きな財政負担を強いられることとなる市町村に対する時限的な特例措置として昭和四十六年度から始められたものであるが、昭和五十四年度予算においては、歳出額で対昭和五十三年度比二五・八パーセント増の四四一億五、〇〇〇万円を計上しており、一平方メートル当たりの補助単価は二八、五〇〇円となっている。

次に、義務教育諸学校の校舍建設に係る補助単価については、物価上昇率を考慮し、昭

和五十四年度の小中学校鉄筋コンクリート造の場合、昭和五十三年度に比し四・四パーセント増の一平方メートル当たり一〇四、一〇〇円としているが、補助事業の実施に当たっては、地域的建築単価の差異を反映した補助単価を設定して執行することとしている。

また、補助対象範囲については、門・囲障等について昭和五十二年度から補助することとし、昭和五十四年度予算においては、昭和五十三年度比二二パーセント増の二八億三、〇〇〇万円を計上しているところである。

これらの措置により児童生徒急増地域における義務教育施設の整備が一層促進されるものと考えている。

三 幼稚園施設整備費については、従来から補助率三分の一(人口急増地域は二分の一)で国庫補助を行っており、毎年その単価の改善を図っているところである。

四 公立高等学校新增設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する五か年間の緊急対策として新たに一定の要件のもとに高等学校建物の新增設について、国が三分の一を補助することとしたが、昭和五十四年度予算においては二四億二、八〇〇万円を計上しているほか、昭和五十四年度地方債計画においてそのための起債を一、二〇〇億円計上しており、これらの措置により高等学校新增設の円滑な実施が図られるものと考えている。

また、私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、教育条件の維持向上と生徒に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、経常費助成の充実に努めてきたところである。

五 今後の学級編制基準及び教職員定数の問題については、昭和五十三年度において文部省が行った教職員の配置状況等についての全国的調査の結果を踏まえ、現在慎重に検討しているところである。

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その二) 第八十八回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

六 義務教育諸学校の教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、昭和五十四年度においても、無償給与を行つてゐる。

教育の保障に関する請願(三件)
(第六五・一一四・一四七号)

同

一 公立幼稚園の増設については、市町村に対して指導・援助してゐるところである。
二 今後の学級編制基準及び教職員定数の問題については、昭和五十三年において文部省が行つた教職員の配置状況等についての全国的調査の結果を踏まえ、現在慎重に検討してゐるところである。

三 公立高等学校新増設に係る財源措置については、昭和五十一年度から高校生急増問題に対する五か年間の緊急対策として新たに一定の要件のもとに高等学校建物の新増設について、国が三分の一を補助することとしたが、昭和五十四年度予算においては二四億二、八〇〇万円を計上してゐるほか、昭和五十四年度地方債計画においてそのための起債を一、二〇〇億円計上しており、これらの措置により高等学校新増設の円滑な実施が図られるものと考えてゐる。

四 私立学校振興助成法の趣旨を踏まえ、教育条件の維持向上と生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減に資するため、経常費助成の充実に努めてきたところである。

また、幼児の幼稚園就園に伴う父母の経済的負担の軽減のために、幼稚園就園奨励費補助を実施して、毎年この充実を図つてゐるところである。

一 療養給付費補助金については、昭和五十三年より、従来の療養の給付費等の額の二五パーセントの補助に加え、組合の財政力等に応じ二ないし一五パーセントの増額を図つたところである。更に昭和五十四年度においては七十一億円の国民健康保険組合臨時調整補助

国の保育予算の大幅増額等に関する請願(五件)(第一八・一九・二〇・二一・二二号)

同

金を計上し国庫補助の充実・強化を図つてゐるところであり、療養給付費補助金の増率は考えてゐない。

二 国民健康保険組合臨時調整補助金については、高額療養費に対する補助を含め、昭和五十四年度には昭和五十三年度に比べ一億三、〇〇〇万円の大増である七十一億円を計上しており、今後ともできる限りの助成を行つてまいりたい。

三 国民健康保険制度の改正については、医療保険制度全般にわたる改革の一環として現在検討を進めてゐるところである。

一 保育所の建設費補助については、社会経済情勢の変化に配慮しつつ毎年度改善を図つており、昭和五十四年度においても、補助単価の引上げ等の改善措置を講じたところである。

二 未(無)認可保育施設の問題については、認可保育所としての要件を整えることができるよう個々の実情に応じて指導、援助を行い、また、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

なお、事業所内保育施設については、その目的、性格から認可保育所とすることは適当でないが、本施設の児童に対しても認可保育所の児童と同様な適切な処遇が確保される必要があることから、年金福祉事業団等による施設整備費に対する融資等の助成を行つてゐるところである。

三 へき地保育所及び季節保育所に対する助成については、その実情を勘案しながら、改善に努力してまいりたい。

四 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業

国民健康保険組合療養給付費補助金の増率等に関する請願(第一三号)

厚生省

状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行つてきたところである。今後とも補助事業の充実に努めてまいりたい。

五 保育所入所児童に係る処遇費については、毎年その改善を図つているところであるが、昭和五十四年度においても一般生活費・児童用採暖費等の引上げを行つたところであり、今後とも適正な水準の確保に努力してまいりたい。

六(一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、入所児の保護者の勤務時間その他実庭の状況等に應じた保育時間を確保するため保育の時差出勤ができるよう必要な非常勤又は常勤の保育の配置の措置を講じているところである。今後とも乳幼児の心身発達に与える影響、保育効果等にも十分配慮して適切に実施されるよう指導してまいりたい。

(二) 乳児は疾病、事故等に対して極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、乳児保育制度は社会的、経済的に真に必要なやむを得ない場合に限る必要がある。乳児を保育所において保育する場合にも乳児の特性に十分留意しつつ、設備、運営面において乳児への悪影響を最少限にとどめる配慮が必要である。

このような観点に立ち、低所得階層の乳児を三人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施しているところである。

(三) 障害児保育については、保育に欠ける障害児で保育所での保育になじむものの受入れが円滑に行われるようにするために、中程度の障害児が入所措置されている場合、その障害児の数に応じて一定額を助成している。

四 また、医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適当と考えている。

七 保育の勤務条件の改善については、労働基準法遵守等の見地に立つて従来から保育定数の改定及び年次代替要員費の充実を図るなど、鋭意努力しているところである。昭和五十四年度においても、保育の増員、非常勤保育の充実等を行つたところである。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定している。また、保育については特殊業務手当給与特別改善費の支給の措置を講じているところであるが、昭和五十四年度においては、施設長・主任保育の給与格付の改善を行つたところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

八 質量ともに社会の需要に応じた保育の養成を図つていくために、従来から保育養成施設に対する助成、保育修学資金貸与制度の実施等の対策を講じているところであり、今後とも、これらの対策の充実に努めてまいりたい。また、保育養成施設における教育内容についても、乳児保育、障害児保育等の保育需要の多様化に対応できるよう、その改善に努めているところである。

九 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。

現在、生活保護世帯及び市町村民税非課税

世帯については費用徴収を行わず全額公費負担としており、それ以上の階層については扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な費用徴収基準を定めているところである。特に昭和五十四年度においては階層区分の細分化(D₁₂階層の新設、半額徴収階層の拡大(D₈、D₉)を図ったところであり、今後とも中央児童福祉審議会の意見等を踏まえて、より適正な基準額の設定に努めてまいりたい。

十 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子供会、母親クラブ等の地域組織の育成等に努力しているところである。また、都市部の児童館等の現状を勘案し、経過的措置として、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から行われている都市児童健全育成事業の中で、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、育成事業について助成し、その健全育成を図っているところである。

昭和五十四年度においては児童館、児童センター(体力増進機能をあわせもつ児童館)の整備等を進め、特に大都市にある児童館(都市児童館)の運営費を大幅に増額し、その機能の強化を図ったところである。

一 民間保育所に事務職員を配置することについては、昭和五十四年度において、九一人規模以上の保育所まで対象拡大を図ったところである。

二 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。

現在、生活保護世帯及び市町村民税非課税

世帯については費用徴収を行わず全額公費負担としており、それ以上の階層については扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な費用徴収基準を定めているところである。特に昭和五十四年度においては階層区分の細分化(D₁₂階層の新設、半額徴収階層の拡大(D₈、D₉)を図ったところであり、今後とも中央児童福祉審議会の意見等を踏まえて、より適正な基準額の設定に努めてまいりたい。

なお、固定資産税額による階層認定については、D₁階層までのいわゆる低所得層については、年収による基準設定だけでは固定資産を有する世帯(農業、山林、店舗等)と勤労世帯との均衡を失する事例が見受けられ、これを是正する措置として昭和三十八年度より実施しているものであり、有資産世帯と無資産世帯間の調整的役割を果たしていると考えられ、これを廃止するつもりはない。

三 児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来、数次にわたる改正を行ってきたが、今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

四 保育所に支払われる保育単価は、施設の定員規模別、地域別、児童の年齢別により多様に変化するためこれらの諸経費を措置児童一人当たり経費に換算して支弁することとしており、直ちに定員定額別にすることは考えていない。

五 保育所入所児童に係る処遇費については、毎年その改善を図っているところであるが、昭和五十四年度においても一般生活費、児童用採暖費等の引上げを行ったところであり、今後とも適正な水準の確保に努力してまいりたい。

六 民間保育所の運営費については、毎年措置費の充実に努めるとともに、民間施設給与等改善費により対処している。

公立保育所の増設等に関する請願
(二件)(第六四・一四八号)

同

また、整備費については、民間老朽施設に
対する社会福祉事業振興会による無利子貸付
け等を行っているところであり、民間施設振
興費の新設を図ることは考えていない。

七 保育所については、その目的と機能に
て制度の充実に努めているところである。な
お、保育所と幼稚園をめぐる問題について
は、現在、学識経験者の参加による懇談会を
開催して協議を行っているところである。

一 保育所の整備については、従来から増設整
備を行ってきたところであり、引き続き保育
需要の実態に即して、その整備を図つてまい
りたい。

二 児童福祉法は、保育所の保育に要する経費
は児童の扶養義務者がこれを負担することを
原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担
が困難と認められる場合には、その一部又は
全部を国及び地方公共団体が負担することと
している。

現在、生活保護世帯及び市町村民税非課税
世帯については費用徴収を行わず全額公費負
担としており、それ以上の階層については扶
養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適
正な費用徴収基準を定めているところであ
る。特に昭和五十四年度においては階層区分
の細分化(D₁₂階層の新設)、半額徴収階層の
拡大(D₈、D₉)を図つたところであり、今
後とも中央児童福祉審議会の意見等を踏まえ
つつ、より適正な基準額の設定に努めてまい
りたい。

一 増加恩給は、増加恩給受給者が現に公務上
の傷病により日常生活活動を妨げられている
ことを考慮し、障害そのものの評価及び障害
の与える影響に応じた年額を支給するもので
あるのに対し、扶助料は、公務員が死亡した
後の遺族に対して、公務員が生前受けていた

一般戦死没者の遺族援護に
関する請願(第一〇六号)

同

恩給の性格、その死亡原因等に応じ妥当と認
められる年額を支給するものであるから、そ
の趣旨は全く異なっている。

したがって、扶助料の年額を、増加恩給の
年額を基礎として算出することは適当でな
い。なお、増加恩給受給者の遺族に支給する
扶助料については、その受給者の特殊事情を
考慮し、逐年その改善に努めているところ
であり、昭和五十四年の法改正においても、そ
の増額について特段の配慮をしている。

二 重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要
とする場合にあつては、そのための費用は、
特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体の
中から賄われるものと考えており、これらの
額は、他の制度と比較してそんな色のないも
のであるが、今後ともその充実に努めてまい
りたい。

三 国民年金制度は、他の公的年金制度の適用
を受けられない者を対象としてつくられたも
のであり、福祉年金は本来他の公的年金と併
給されるべき性格のものではない。

したがって、現在の併給制限を撤廃するこ
とは困難である。

四 戦傷病者の一般的な高齢化に伴つて生じる
施設収容のニードについては、老人福祉施策
の一環として老人福祉施設を計画的に整備し
ていくことにより対処していくこととしてお
り、高齢化した戦傷病者のための援護施設を
独自に設置することは考えていない。

現在、戦傷病者戦没者遺族等援護法等によつ
て軍人軍属等に援護を行つてはいるが、これは国
との間に一定の使用関係があつた者について、
国が使用者の立場から行つてはいるものである。

このような事情にない一般戦死者について
は、一般の社会保障施策の充実、強化を図つて
いく中で対処していくことが適当であり、一般
の社会保障施策以外の特別の措置を講ずること

昭和五十五年六月六日 参議院會議録追録(その一) 第八十九回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

は考えていない。

昭和五十五年五月十二日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第八十九回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第八十九回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。
右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。
記

第八十九回国会

内閣受理件数
四六件

処理案決定件数
四六件

件	名	主 管 省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
沖ノ島島等の保全に関する請願 (第二二号)	内閣官房	領土・領海問題に關係する省庁で構成する連絡會議において、実情のは握等に努めているところである。 具体的措置については、引き続き検討を続けてまいりる所存である。	
公団公社官庁等の汚職・不正経理徹底糾明に関する請願(六件)(第一二八・一二九・一三〇・一三一・一二二・二〇六号)	同	政府としては、官公庁等における不正経理等の根絶を図るため、昭和五十四年十一月二十六日に各省庁間でこのための具体的な申合せを行いこれを実施しているところであるが、今後ともその徹底を図り国民の信頼の回復に努めてまいりたい。	
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(第一三三三号)	総理府 (本府)	一 旧陸海軍従軍看護婦について旧日本赤十字社看護看護婦に対する処遇と同様な措置を講ずることは困難であるが、今後とも旧陸海軍従軍看護婦の実態のは握に努め引き続き検討してまいりたい。	

物価値上げ抑制等に関する請願
(十六件)(第一〇七・一〇八・一〇九・一一〇・一一一・一一二・一一三・一一四・一一五・一一六・一一七・一四三・一四四・一四五・一四六・一八七号)

同(経済企画庁)

阿蘇火山爆発による被害に関する請願(第四一四号)

同(国土庁)

なお、昭和五十五年度予算において、旧陸海軍看護婦実態調査費一、七〇〇万円を計上している。

二 厚生年金、国民年金等の各制度は、相互連帯の精神に基づき、すべての加入者が保険料を納付することを前提に組み立てられている制度であり、旧陸海軍従軍看護婦の在職期間だけを特例的に取り扱うことはできない。また、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金等の各制度においては、制度の施行前における公務員又は公社職員としての在職期間で恩給制度等の適用を受けなかつたものについては、それぞれの制度の施行日に引き続き期間に限り通算することとしているので、このような要件に該当しない旧陸海軍従軍看護婦の在職期間を通算することは困難である。

一 石油製品をはじめとする生活関連物資等の価格動向を迅速には握し、便乗値上げ等不当な価格形成が行われることのないよう、地方公共団体の協力を得て、中央、地方を通じて、調査、監視を行っているところである。
二 石油製品の価格安定のためには、需要にみあつた供給の確保が重要であると考えており、石油供給計画を基本に実需に応じた供給の確保に努めている。
三 石油製品の需給が落ち着いている現状においては、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等を発動するまでの事情には至っていないと考える。

一 火山噴火予知のための観測施設の整備と観測体制の充実強化については、昭和五十四年度において福岡管区気象台に火山機動観測機能を新しく整備して阿蘇山における火山観測を支援する体制を強化したほか、昭和五十五年度から四箇年計画により、リモートセンシ

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その一) 第八十九回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

ングによる火山の表面現象の定量的は握に関する研究の推進等を図ることとしている。

二 火口周辺地域における避難施設等の整備については、昭和五十五年予算において避難壕及びヘリコプター離着陸用広場の整備を図るため所要の助成措置を講ずることとしている。

三 防災宮農施設整備事業については、熊本県知事の作成した「防災宮農施設整備計画」を昭和五十五年一月十二日に農林水産大臣が承認し、この計画に基づく事業について助成していくこととしている。なお、補助率の引上げについては、昭和五十年に二分の一に引き上げたところであり、これを更に引き上げることは、国の財政運営の現況からみて困難である。

四 防災宮農施設整備計画に係る畑作振興深層地下水調査事業については、昭和五十五年において、阿蘇火山関連分として別わくを設けて助成することとしている。

なお、補助率の引上げについては、国の財政運営の現況からみて困難であるが、一般地区に比べ地区当たり調査費を若干増額することをもつて対処してまいりたい。

五 被災農林業者、商工業者に対しては、政府系金融機関から各種制度資金の融通を行っており、その必要な資金は、被害の実情に応じ十分対応できるものとなっている。

また、既借入分の償還期限の延長等については、法令等の範囲内で被災農林業者、商工業者個々の実情に応じて対処していくが、利率の軽減については、困難である。

六 共済金の支払いについては、早期に行うよう農業共済団体等を指導しているところであり、特に大きな災害が発生した場合には、共済金及び保険金の仮渡し等の措置をとるよう指導するとともに政府においても再保険金の概算払を行う等の措置を講じている。

また、災害を被ったことにより野菜の販売価格が低下する問題は、販売開始前の問題であるから現行制度を含め価格安定制度の対象とすることは困難であるが、共済制度の対象作物の拡大については、露地野菜、特産物等につき現在調査を進めており、基礎資料の整備がなされた段階で可能か否か検討することとしている。

七 降灰防除地域の指定については、昭和五十四年度に、降灰量の多い地域の指定を行った。

この指定に伴い特別融資を受けることとなる中小企業者の対象業種の拡大については、今後とも被害の実態を勘案して検討してまいりたい。

また、運転資金の貸付けについては、中小企業経営安定資金助成制度の活用により対処してまいりたい。

八 昭和五十四年度に行つた降灰防除地域の指定に伴い、教育施設、社会福祉施設の降灰防除施設整備事業については、今後町村の計画等を踏まえて助成措置を講じてまいりたい。

また、道路の降灰除去事業を実施した町村に対しては助成を行っており、昭和五十五年以降においても降灰状況に応じて対処してまいりたい。

九 降灰除去に要する用水の確保については、関係方面と調整の上所要の措置を講じてまいりたい。

十 治山・砂防事業については、従来から事業の拡大に努めてきたところであるが、昭和五十四年度において降灰量が著しかつたことにかんがみ、通常の治山・砂防事業に加えて緊急治山・砂防事業を実施しているところである。

なお、今後も火山活動の状況に応じて治山・砂防事業を実施してまいりたい。

十一 被災町村における被災対策事業に要する

過疎地域振興特別措置の強化拡充
に関する請願(第三〇号)

同

高校新增設費国庫補助増額等に関
する請願(六件)(第五五・五八・
六五・七一・七二・九九号)

文部省

経費の地方負担額については、地方債及び特
別交付税の配分に当たつて十分配慮してまい
りたい。

過疎地域には、他地域との間に依然として格
差が存する等残された課題も多いことから、過
疎地域振興特別措置法が議員立法で制定され昭
和五十五年四月一日から施行されたところであ
り、政府としてもこれに基づき、引き続き、過
疎地域の振興を図ることとしている。

一 公立高等学校新增設に係る財源措置につ
いては、昭和五十一年度から高校生急増に対処
するための緊急対策として一定の要件のもと
に高等学校建物の新增設について、国が三分
の一を補助することとしたが、昭和五十四年
度予算においては、二二四億二八〇万円を計
上しているほか、昭和五十四年度地方債計画
においてそのための起債を一、二〇〇億円計
上しており、これらの措置により高等学校新
増設の円滑な実施が図られるものと考えてい
る。

二 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿つて、教育条件の維
持向上と学生・生徒等に係る修学上の経済的
負担の軽減に資するため、経常費補助の充実
に努めてきたところである。

三 心身障害児の後期中等教育については、心

私立学に対する大幅国庫助成等に関
する請願(第一九五号)

同

身の障害の種類及び程度に応じて、盲学校、
聾学校及び養護学校の高等部を中心に行われ
ているが、これら教育機関の整備のため、公
立学校設置者に対し、施設費、職業教育設備
費、クラブ活動設備費等について補助を行う
とともに、障害児の保護者に対し、その経済
的負担を軽減するため、教科用図書購入費、
交通費、寄宿舎居住に伴う経費、学校給食費
等の就学奨励費を支給するために必要な経費
についても予算措置を講じている。

四 教育内容の充実については、先般、高等学
校の学習指導要領を改訂し、生徒がゆとりの
あるしかも充実した学校生活の中で基礎的・
基本的内容を確実に身につけ、かつ、それぞ
れの個性や能力に応じた教育が受けられるよ
うにしたところである。

また、昭和五十五年度から第四次の高等学
校の教職員定数改善計画を発足させ、教職員
定数の改善を図ることとしている。

一 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿つて経常費補助を中
心に年々拡充を図つてきたところであり、授
業料等学費に対する直接的な助成を行うこと
は考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿つて経常費補助を中
心に年々拡充を図つてきたところであり、私

立大学等経常費補助金の主要な積算項目は既に二分の一となつてゐる。

三 私立学校の施設・設備の整備・拡充及び教員の増員については、その設置者である学校法人が自主的に行うものである。

なお、教員については、その給与等を経常費補助の対象としており、また施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期低利の貸付けを行つており、年々これらの充実に図つてゐるところである。

四 過疎地の私立高等学校については、昭和五十三年以降、私立高等学校等経常費助成費補助金に「過疎県の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その拡充を図つてゐるところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、逐年拡充を行つてきたところである。

特に昭和五十四年度においては、私立学校の貸与月額を一万円増額（昭和五十四年十月から）するとともに、私立大学（短大を含む）の貸与人員を四、四〇〇人増員する等大幅な拡充を図つたところである。

また、昭和五十五年予算においては、新たに、専修学校生徒に対する奨学金の貸与制度を創設する等事業の拡充を図ることとしてゐる。

なお、日本私学振興財団を通じて実施してゐる私立大学奨学事業援助については、昭和

医療保険制度の改善に関する請願
(第二八号)

厚生省

五十五年度予算において、資金の融資対象に、新たに、私立短大を加えるとともに学生一人当たり融資限度額を引き上げる等事業の充実に図ることとしてゐる。

一 医療保険については、今後の安定成長経済下における人口の急速な高齢化、医療の高度化の進展等に対応して給付・負担の両面にわたり制度の基本的改革を進めることとしており、各医療保険制度間の給付格差の問題についても、その中において検討してまいりたい。

なお、被用者保険における本人・家族の給付格差の是正については、現在医療保険制度改革の第一段階として国会に提案している健康保険法等の一部を改正する法律案において、健康保険、船員保険、各種共済組合等について、本人・家族の給付格差を是正する措置を盛り込んでゐるところである。

二 退職者の任意継続加入制度を拡大することについては、医療保険制度全体の在り方と与える影響も大きいので、今後老人医療の問題と併せて慎重に検討してまいりたい。

また、老人保健医療制度については、本格的な高齢化社会の到来を控えて、健康な老後を保障し、老人医療費の負担の公平を図る等の見地から、関係審議会の意見も聴きながら検討を加え、所要の改正を図つてまいりたい。

昭和五十五年六月六日 参議院會議録追録(その一) 第八十九回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

二六

寡婦福祉法制定等に関する請願 (二件)(第一五三・二〇一号)	同	寡婦に対してはおおむね母子世帯に対するのと同様の各種の福祉施策を実施し、毎年これらの改善、充実に努めているところであり、実質的に寡婦の福祉の向上を図つてきているところなので、寡婦福祉法を制定する必要性は乏しいと考える。
身体障害者に対する福祉対策の強化に関する請願(第一五九号)	同	身体障害者福祉対策については、毎年その充実に努めてきているところであるが、社会経済情勢等の変化に対応した身体障害者福祉施策の在り方について見直しを図るため、昭和五十四年三月に、身体障害者福祉審議会に対し諮問を行い現在審議が進められているところであり、また昭和五十六年は国際障害者年でもあるので、これを機会に身体障害者福祉対策の一層の充実強化に努めてまいりたい。
老人保健医療制度の早期実現に関する請願(第一六一号)	同	老人保健医療制度については、本格的な高齢化社会の到来を控えて、健康な老後を保障し、老人医療費の負担の公平を図る等の見地から、関係審議会の意見を聴きながら検討を加え、所要の改正を図つてまいりたい。
重度戦傷病者と家族の援護に関する請願(第一七五号)	同	一 増加恩給は、増加恩給受給者が現に公務上の傷病により日常生活活動を妨げられていることを考慮し、障害そのものの評価及び障害
の与える影響に応じた年額を支給するものであるのに対し、扶助料は、公務員が死亡した後の遺族に対して、公務員が生前受けていた恩給の性格、その死亡原因等に応じ妥当と認められる年額を支給するものであるから、その趣旨は全く異なっている。 したがつて、扶助料の年額を、増加恩給の年額を基礎として算出することは適当でない。なお、増加恩給受給者の遺族に支給する扶助料については、その受給者の特殊事情を考慮し、逐年その改善に努めているところであり、昭和五十四年の法改正においても、その増額について特段の配慮をしている。 二 重度の障害を有する戦傷病者が介護を必要とする場合にあつては、そのための費用は、特別加給を含む増加恩給又は障害年金全体のうちから賄われるものと考えており、これらの額は、他の制度と比較してそんな色のないものであるが、今後ともその充実に努めてまいりたい。 三 国民年金制度は、他の公的年金制度の適用を受けられない者を対象としてつくられたものであり、福祉年金は本来他の公的年金と併給さるべき性格のものではない。 したがつて、現在の併給制限を撤廃することとは困難である。 四 戦傷病者の一般的な老齢化に伴つて必要とされる施設については、老人福祉施策の一環		

豚肉の需給調整と価格安定等に関する請願(第二九号)

農林水産省

として老人福祉施設を計画的に整備していくことにより対処していくこととしており、老齢化した戦傷病者のための援護施設を独自に設置することは考えていない。

一 豚肉の卸売価格の回復を図るための畜産振興事業団の買上げについては、昭和五十四年九月以降の計画生産体制の整備、消費拡大対策の推進及び生産者団体、加工メーカー等による豚肉の自主調整保管並びに昭和五十五年一月からの畜産物の価格安定等に関する法律に基づく生産者団体による調整保管の実施により、豚肉卸売価格は、回復しているもので、当面、畜産振興事業団による買上げを実施する必要はないと考えている。

また、指定市場については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、当該市場の売買取引等の運営の実態を勘案の上、中央卸売市場と同一の機能を發揮していると認められる場合に指定することとしている。

二 豚肉の輸入については、差額関税制度により一定の額以下では輸入豚肉が国内に供給されない仕組みとなっており、また、食肉加工業界等において輸入自粛措置及び輸入豚肉の使用自粛措置がとられた。なお、最近の豚肉の輸入量は減少してきている。

三 畜産経営改善資金等の償還期限の延長については、現行制度のわく内で、借入者個々の

農林漁業用燃油の確保等に関する請願(第一〇一号)

同

漁業用燃油の供給確保と価格安定対策等に関する請願(第一五四号)

同

経営状況等に応じて対処してまいりたい。

四 豚肉の消費拡大については、生産者団体、食肉流通団体、消費者団体等で構成する協議会による豚肉の廉価販売、料理講習等を実施するとともに、テレビ、新聞等による消費拡大宣伝等を推進するほか、関係業界に対し卸売価格の低落に見合った小売価格の引下げについて指導を行っている。

一 農林水産業用石油製品を含む国内の石油製品については、石油供給計画を基本に、実需に応じた供給の確保に努めているところであり、その需給はおおむね適正に保たれているものと考えている。

二 石油製品等生産資材価格の上昇が農林水産業経営に及ぼす影響を緩和するため、経営費に占める油費のウェイトの高い漁業について燃油等の購入に必要な低利の資金の融通措置を講ずるとともに、石油消費の節約指導、省エネルギー技術の開発、導入等を行っているところである。

一 漁業用燃油を含む国内の石油製品については、石油供給計画を基本に、実需に応じた供給の確保に努めているところであり、その需給はおおむね適正に保たれているものと考えている。

なお、漁業用燃油価格の高騰等が漁業経営

昭和五十五年六月六日 参議院會議録追録(その一) 第八十九回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過 第九十回国会において採択し、内閣に送付した請願 二八

韓国産わかめの輸入対策に関する請願(第一六二号)	同	わかめの輸入については、昭和五十五年においても、輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)に基づく事前確認を行っているところである。
松くい虫防除に関する請願(第一六五号)	同	松くい虫の新たな防除技術の研究開発については、林業試験場を中心として、総合的な試験研究を鋭意推進しているところであり、また、防除予算については、昭和五十五年度において、特別防除、伐倒駆除等の防除措置の拡充強化と併せ、特に被害の著しい地域において、森林の造成・復旧と防除を一体的に行う事業を新たに実施する等その充実に努めることとしている。
水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第一三三号)	通商産業省	一 水素エネルギーに関する研究開発は、政府において種々の研究課題につき国立の試験・研究所、大学、民間研究機関等の研究開発力を十分に活用しつつ推進してきているところであり、この結果、研究開発は、順調に進ちよくしている。政府としては、今後とも研究開発体制の充実を図りつつ、研究開発の一層の進ちよくを図つてまいりたい。 二 水素エネルギーの重要性について広く各層の理解を得ることは、研究開発の円滑な推進を図る上で重要と考えており、このため、パンフレット、映画、講演会等を通じて研究開発状況等の紹介に努めてきており、今後ともこのような活動を一層強力に進めてまいりたい。
母子家庭及び寡婦等の就業開拓に関する請願(第一五六号)	労働省	政府においては、母子家庭の母及び寡婦等が、その適性、能力等にふさわしい職業に就き、安定した雇用と収入が得られるよう適切な職業相談体制の強化、職業訓練の実施、就職援護措置の拡充等に努めてきたところであるが、昭和五十五年度においてもその雇用対策を更に強化してまいりたい。

昭和五十五年五月十二日
参議院議長 安井 謙殿
内閣総理大臣 大平 正芳
国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第九十回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送

付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第九十回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

記

第九十回国会

内閣受理件数

一〇一件

処理案決定件数

一〇一件

件 名	主 管 省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
元陸海軍従軍看護婦の処遇に関する請願(十一件) (第一・七二・七四・九〇・一〇一・一三一・一三二・一三三・一九五・二二六・二三九号)	総理府 (本府)	一 旧陸海軍従軍看護婦について旧日本赤十字社看護看護婦に対する処遇と同様な措置を講ずることは困難であるが、今後とも旧陸海軍従軍看護婦の実態のは握に努め引き続き検討してまいりたい。 なお、昭和五十五年度予算において、旧陸海軍看護婦実態調査費一、七〇〇万円を計上している。 二 厚生年金、国民年金等の各制度は、相互連帯の精神に基づき、すべての加入者が保険料を納付することを前提に組み立てられている制度であり、旧陸海軍従軍看護婦の在職期間だけを特例的に取り扱うことはできない。また、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金等の各制度においては、制度の施行前における公務員又は公社職員としての在職期間で恩給制度等の適用を受けなかつたものについては、それぞれの制度の施行日に引き続き期間に限り通算することとしているので、この

北方領土復帰実現に関する請願 外務省
(第一〇〇号)

ような要件に該当しない旧陸海軍従軍看護婦の在職期間を通算することは困難である。

齒舞・色丹・国後・択捉の北方四島は歴史的にもまた国際法的にも我が国固有の領土であり、日ソ間の国交回復後二三年余を経た今日、なおソ連がこれら四島を不法に占拠していることは誠に遺憾である。

政府は、これら四島の一括返還を実現して平和条約を締結するとの基本方針を堅持し、従来より一貫して粘り強く、対ソ折衝を続けてきた。

昭和五十四年九月、当時の園田外務大臣は北方領土の現地視察を行い、かかる政府の不動の姿勢と不退転の決意を改めて内外に強く表明した。また、同年九月、ニュー・ヨークにおいて行われた日ソ外相会談の際にも、北方領土問題の解決が一億国民の総意であり、北方四島の一括返還を実現して平和条約を締結するとの日本政府の立場は、将来にわたつても不変不動である旨改めてソ連側に強調した。

他方、最近の北方領土におけるソ連の軍備強化の動きは、政府国民とも重大に受けとめざるを得ないものであり、政府は、昭和五十四年二月五日及び十月二日の二度にわたり、ソ連政府に対し、北方領土の速やかなる返還を求めつつ、ソ連のかかる行動は、日本国民に対する許されざる非友好的な行為であるとして嚴重抗議

一 私立学校に対する助成については、私立学

特に、昭和五十四年度においては、私立学校の貸与月額を一万円増額（昭和五十四年十月から）するとともに、私立大学（短大を含む）の貸与人員を四、四〇〇人増員する等大

重要文化財蕪村屏風修復に関する
請願(第五号) 同

大幅私学助成に関する請願(第六
号) 同

幅な拡充を図ったところである。

また、昭和五十五年予算においては、新たに、専修学校生徒に対する奨学金の貸与制度を創設する等事業の拡充を図ることとしている。

なお、日本私学振興財団を通じて実施している私立大学奨学事業援助については、昭和五十五年予算において、資金の融資対象に、新たに、私立短大を加えるとともに学生一人当たり融資限度額を引き上げる等事業の充実を図ることとしている。

製作後、長年月を経た絵画に対するマジックインクの汚染除去については、既に弱っている料紙自体を痛める危険性のない漂白薬剤の研究を進めているので、その結果をまつて慎重に処理したい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、緊急の財源措置を行うこと及び授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

なお、幼稚園については、経常費補助のほか、家庭の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため

に、幼稚園就園奨励費補助を実施して、毎年その充実を図っているところである。

二 私立大学等経常費補助金については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って年々拡充してきており、主要な積算項目は既に二分の一となつてゐる。

三 私立高等学校等経常費助成費補助金については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、年々拡充してきたところであり、また、過疎県の私立高等学校に対する特別補助についても、その充実を図ってきたところである。

四 日本育英会の育英奨学事業については逐年拡充を行ってきたところである。

特に、昭和五十四年度においては、私立学校の貸与月額を一万円増額(昭和五十四年十月から)するとともに、私立大学(短大を含む)の貸与人員を四、四〇〇人増員する等大幅な拡充を図ったところである。

また、昭和五十五年予算においては、新たに、専修学校生徒に対する奨学金の貸与制度を創設する等事業の拡充を図ることとしている。

なお、日本私学振興財団を通じて実施している私立大学奨学事業援助については、昭和五十五年予算において、資金の融資対象に、新たに、私立短大を加えるとともに学生一人当たり融資限度額を引き上げる等事業の充実を図ることとしている。

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その二) 第九十回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

私学の学費値上げ抑制等に関する 同
請願(第八九号)

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、私立大学等経常費補助金の主要な積算項目は既に二分の一になつてゐる。なお、緊急の財源措置を行うことは考えていない。

二 私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法及び同法施行令等に基づき、各学校法人に対しこの補助金の交付を行う日本私学振興財団が教育条件等を勘案した配分基準を定め、各大学ごとの交付額を決定しているところである。

現行の補助金の配分方法は、私立学校振興助成法の趣旨に沿つた適切かつ妥当なものと考えている。

三 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図るため、経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

なお、幼稚園については、経常費補助のほか、家庭の経済的負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るために、幼稚園就園奨励費補助を実施して、毎年その充実を図つてゐるところである。

日本育英会の育英奨学事業については逐年拡充を行つてきたところである。

特に、昭和五十四年度においては、私立学校の貸与月額を一万円増額(昭和五十四年十

月から)するとともに、私立大学(短大を含む)の貸与人員を四、四〇〇人増員する等大幅な拡充を図つたところである。

また、昭和五十五年予算においては、新たに、専修学校生徒に対する奨学金の貸与制度を創設する等事業の拡充を図ることとしてゐる。

なお、日本私学振興財団を通じて実施している私立大学奨学事業援助については、昭和五十五年予算において、資金の融資対象に、新たに、私立短大を加えるとともに学生一人当たり融資限度額を引き上げる等事業の充実を図ることとしている。

四 私立学校の施設・設備の整備については、その設置者である学校法人が自主的に行うものであり、施設費に対する補助を行うことは考えていない。

なお、施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期低利の貸付けを行つており、年々その充実を図つてゐるところである。

五 過疎地の私立高等学校については、昭和五十三年度以降、私立高等学校等経常費助成費補助金に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その拡充を図つてゐるところである。

なお、過疎地の私学に対する利子補給を行うこと及び過疎地以外のものに対する特別な助成等を行うことは考えていない。

官報

号外

昭和五十五年六月六日

○第九十一回 参議院會議録追録(その二)

件名	主 管 省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
教職員定数の最低保障率存続に関する請願(第二一八号)	文 部 省	昭和五十五年度においても、児童生徒数の急減により教職員定数の大幅な減が見込まれる県について、昭和五十四年度定数の九八・五パーセントを保障する最低保障措置を引き続き行うこととしている。
寡婦福祉法制定等に関する請願(第七六号)	厚 生 省	寡婦に対してはおおむね母子世帯に対するのと同様の各種の福祉施策を実施し、毎年これらの改善、充実に努めているところであり、実質的に寡婦の福祉の向上を図つてきているところなので、寡婦福祉法を制定する必要性は乏しいと考える。
老人医療費の有料化反対等に関する請願(第九一号)	同	老人保健医療制度については、本格的な高齢化社会の到来を控えて、健康な老後を保障し、老人医療費の負担の公平を図る等の見地から、関係審議会の意見も聴きながら検討を加え、所要の改正を図つてまいりたい。
国の保育予算の大幅増額等に関する請願	同	一 保育所の建設費補助については、社会経済

る請願(十六件)(第一〇二・一〇三・一〇四・一〇五・一〇六・一〇七・一〇八・一〇九・一一〇・一一一・一一二・一一三・一一四・一一五・一一六・一一七号)

情勢の変化に配慮しつつ毎年度改善を図つており、昭和五十五年度においても、補助単価の引上げ等の改善措置を講ずることとしている。

二 未(無)認可保育施設の問題については、認可保育所としての要件を整えることができるよう個々の実情に応じて指導を行い、また、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

なお、事業所内保育施設については、その目的、性格から認可保育所とすることは適当でないが、本施設の児童に対しても認可保育所の児童と同様、適切な処遇が確保される必要があることから、年金福祉事業団等による施設整備費に対する融資等の助成を行つていくところである。

三 へき地保育所及び季節保育所に対する助成については、その実情を勘案しながら、改善に努力してまいりたい。

四 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として、看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行つてきたところである。今後とも補助事業の充実に努めてまいりたい。

五 保育所入所児童に係る処遇費については、

毎年その改善を図っているところであるが、昭和五十五年度においても一般生活費、児童用採暖費等の引き上げを図ることとしている。

六(一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、入所児の保護者の勤務時間その他の家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため必要な非常勤又は常勤の保母の配置の措置を講じているところである。今後とも乳幼児の心身発達に与える影響等にも十分配慮しつつ保育時間が適切に確保されるよう指導してまいりたい。

(二) 乳児は疾病、事故等に対して極めて無力であり、また、この時期は、将来の人間形成の基盤づくりが行われる最も重要な時期であるので、保育所における乳児の保育は社会的、経済的に真に必要なやむを得ない場合に限る必要がある、乳児を保育所において保育する場合にあつては、乳児の特性に十分留意しつつ乳児への影響を考慮して、設備、運営面において配慮する必要がある。

このような観点に立ち、低所得階層の乳児を三人以上入所させ、かつ、一定の設備及び運営基準に適合する保育所を対象として乳児保育特別対策を実施しているところである。

(三) 障害児保育については、保育所での保育になじむ中程度の障害児が入所措置されて

いる場合、その障害児の数に応じて一定額を助成しているところである。

(四) また、医療を必要とする病児については、保育所での設備機能からみて適切な保護を加えることが困難であり、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適当と考えている。

七 保母の勤務条件の改善については、労働基準法遵守等の見地に立つて従来から保母定数の改定及び年休代替要員費の充実を図るなど、鋭意努力しているところである。

昭和五十五年度においても保母の増員、非常勤保母雇上費の充実等を図ることとしている。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか、保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

八 質量ともに社会の需要に応じた保母の養成を図っていくために、従来から保母養成施設に対する助成、保母就学資金貸与制度の実施等の対策を講じているところであり、今後とも、これらの対策の充実に努めてまいりたい

い。また、保母養成施設における教育内容についても、乳児保育、障害児保育等の保育需要の多様化に対応できるよう、その改善に努めているところである。

九 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。

現在、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については費用徴収を行わず全額公費負担としており、それ以上の階層については扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な費用徴収基準を定めているところである。今後とも中央児童福祉審議会の意見等を踏まえつつ、より適正な基準額の設定に努めてまいりたい。

十 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館においてこれらの児童に對し必要な指導を行うとともに、子供会、母親クラブ等の地域組織の育成等に努力しているところである。また、都市部の児童館等の現状を勘案し、経過的措置として、地域の主体的活動を助成するという奨励的観点から行われている都市児童健全育成事業の中で、留守家庭児童等のための児童育成クラブの設置、育成事業について助成し、その健全育成

公立保育所の増設等に関する請願 (第二〇五号)

同

を図つているところである。今後ともこれらの児童健全育成対策の充実に努力してまいりたい。

一 保育所の整備については、従来から増設整備を行ってきたところであり、引き続き保育需要の実態に即して、その整備を図つてまいりたい。

二 児童福祉法は、保育所の保育に要する経費は児童の扶養義務者がこれを負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。

現在、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については費用徴収を行わず全額公費負担としており、それ以上の階層については、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な費用徴収基準を定めているところである。

今後とも中央児童福祉審議会の意見等を踏まえつつ、より適正な基準額の設定に努めてまいりたい。

一 身体障害者福祉法の障害等級改正問題については、現在、身体障害者福祉審議会において審議が行われているところであるので、その結果をまつてその取扱について検討したい。

肢体障害者の生活保障に関する請願 (第二五三号)

同

二 障害福祉年金及び福祉手当等の額については、逐年その改善に努めているところであり、昭和五十五年においても提出制国民年金の改善等を勘案してその引上げを行うこととしている。

また支給対象を拡大することについては、各制度は、それぞれの目的に応じて支給対象の範囲を定めており、それを拡大する考えはない。

三 障害者の医療費については、身体障害者の更生を援護する見地から、その障害を軽減、除去するための医療として従前から公費負担による更生医療の給付を行ってきたが、一般疾病に係る医療については、国民皆保険下においては医療保険制度により対処すべきであり、公費負担を行うことは考えていない。

四 肢体障害者に対する検診については、医学的な巡回相談事業及び在宅重度障害者訪問診療事業を行っているところであるが、障害の程度を問わず、すべての肢体障害者に対し月一回以上の定期検診を無料で実施することは考えていない。

五 肢体障害者が安心してかかる医療体制を作ることにについては、心身障害児・者に対する歯科診療体制等を整備するために都道府県等が実施する歯科診療所運営事業に対し助成を行う等の施策を行っているとある。

六 ホームヘルパーの問題については、家庭奉仕員派遣事業及び介護人派遣事業の充実を図つてきているところであるが、今後ともその拡充に努めてまいりたい。

七 身体障害者の施設については、施設への入所を希望する身体障害者のニーズにこたえるため、近年身体障害者療護施設等の重点的整備を図ってきたところであるが、今後ともその充実に努めてまいりたい。

八 身体障害者の適職の開発等については、現在、職業研究所を中心にその推進に努めているところである。

また、身体障害者に対する職業相談、職業紹介、就職後の職場適応指導等については、各都道府県に設置されている心身障害者職業センター等関係機関との連携のもとに、公共職業安定所において、専門的就職促進指導官等によりきめ細かな配慮を加えつつ実施しているところである。

九 障害者雇用率を引き上げることについては、現行の法定雇用率(一・五パーセント)は、身体障害者の数等を基礎として設定されているものであり、その変更は当面考えていない。

また、障害者雇用率を障害者の実情に合わせて改善することについては、現在重度障害者について身体障害者雇用率の算定に当たり重度障害者一人をもつて二人と計算する措置

家族性ポリボージス症に関する請願(第二七四号)

同

をとる等障害者の実情に即した配慮を行つて
いるところである。

十 共同作業所、各種施設に仕事を保障し、助
成制度を確立することに関しては、規模及び
専門職員の配置等の点で一定の要件を満たす
ものについては、身体障害者授産施設として
その施設整備費及び運営費について身体障害
者福祉法に基づき補助を行つているところで
ある。また、これらの施設のうち、雇用関係
の存在するものについては、身体障害者雇用
納付金制度に基づく助成金制度を適用するこ
ととしている。

十一 厚生年金保険の保険料率は、被保険者の
種別ごとに一律に定められているところであ
り、障害の有無など個別的な理由によって取
扱いに差異を設けることは困難である。

十二 近年身体障害者重度授産施設及び各種身
体障害者リハビリテーション施設等の整備を
重点的に進め、重度障害者のための生活、労
働、訓練などの充実に努めているところであ
るが、今後ともその充実に努めてまいりた
い。

いわゆる難病についての対策として行つてい
る特定疾患対策事業の対象疾患は、原因が不明
で、治療方法が未確立等の疾患のなから、厚
生大臣の私的諮問機関である特定疾患対策懇談
会等専門家の意見を聴きながら選定している。

加工用果実の価格安定対策確立に
関する請願(第三二号)

農林水産省

家族性ポリボージス症は、遺伝性疾患であ
り、また、外科的療法も存在するため、特定疾
患対策として調査研究及び医療費補助の対象と
することは困難である。

また、生活費の助成については、既存の諸施
策で対処することとしており、特別に制度化す
る考えはない。

一 国内産加工用果実の優先使用については、
従来から、生産者団体、加工業者等の間にお
ける加工原料用果実の生産出荷、取引等に関
する協議の実施を促進することにより、その
実現に努めているところである。

二 加工用桃(白桃、黄桃)については、昭和五
十五年度において、加工原料用果実価格安定
対策事業の対象品目に加えることとしてい
る。

加工用桃については、昭和五十五年度におい
て、加工原料用果実価格安定対策事業の対象品
目に加えることとしている。

同

石油関連製品の供給・価格安定に
関する請願(第三三号)

通商産業省

石油関連製品については、石油供給計画を基
本に、実需に応じた供給の確保に努めていると
ころであり、その需給は、おおむね適正に保た
れているものと考えている。

価格に関しては、原油代等のコストの上昇が
市場を通じて適正に反映されることは、やむを

労働行政体制確立に関する請願 労働省 (九件)(第四三・四四・四六・八 〇・八五・一一九・一二五・一九 〇・二三一号)	得ないものと考えているが、その過程において、不当な便乗値上げ等の行為がないよう、関連業界を厳格に指導・監視しているところである。
全国夜学生の労働条件改善等に関する請願(第二〇一号)	労働行政の充実とそのための増員については、従来から鋭意努めてきているところであるが、今後とも財政事情等の厳しい中において行政需要の増大に対応し、国民の期待にこたえる行政体制の充実強化を図るため、必要な増員に努めるとともに、行政事務の簡素化、能率化、人員の適正配置、より効率的な行政手段の開発・採用を図り、行政能力の向上に努めてまいりたい。 二 新規業務の導入に当たつての人員及び予算の確保については、行政サービスの低下を来たさないよう従来から努力してきたところであるが、今後とも十分配慮してまいりたい。 勤労学生の通学時間の確保については、近年の進学率の上昇により、高等学校教育が一般化している現状にかんがみ、政府としては、勤労青少年福祉法に基づき、高等学校の定時制・通信制の課程等に学ぶ勤労青少年に重点をおいて通学等の時間の確保について、行政指導を行ってきたところであるが、大学等に学ぶ勤労青少年の時間の配慮についても、その趣旨の普及に努めてまいりたい。
障害者のための建物・道路・交通機関改善等に関する請願(第七〇号)	建設省
肢体障害者の有料道路無料化等に関する請願(第二五六号)	同
また、就職差別の解消については、従来より、事業主等に対し、新規卒業者の採用に当たっては、本人の適性、能力等を中心としてこれを行い、夜間課程の卒業者と昼間課程の卒業者との間の差別的な取扱いを行わないよう指導してきたところであり、今後とも指導を続けてまいりたい。 一 障害者が生活しやすいように、建物・道路・交通機関を改善することについては、従来から障害者の利用の安全性及び利便性を考慮して、官庁施設については、構内通路、階段、エレベーター、便所等について改善措置を講じてきたところである。また道路については、歩道等の段差解消、斜路付きの立体横断施設の整備、視覚障害者誘導ブロックの設置等の各種方策を講じてきたところであり、今後とも推進してまいりたい。 二 障害者が単身者でも公営住宅に入居できるよう公営住宅法を改正することについては、近年単身世帯は増加しており、特に老人、身体障害者等の世帯は、住宅の困窮度も高い状況にあるので、これらの者が公営住宅に入居することができるよう公営住宅法の改正を行つたところである。 近年、単身世帯は増加しており、特に老人、身体障害者等の世帯は、住宅の困窮度も高い状	同

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願(七件)(第一四三・一五一・一五九・一七三・一八三・一八八・二四九号)

自治省

況にあるので、これらの者が公営住宅に入居することができるよう公営住宅法の改正を行つたところである。

一 地方団体が高校の新增設を行う場合には、現在、国庫補助金のほか地方交付税及び地方債により所要の財源措置を講じているところである。

二 地方財政は、昭和五十年以降毎年度一般財源に大幅な不足を生じている状況にある。

地方財政のこのような状況を打開し、その健全性を確保するためには、地方公共団体自身における行政機構の簡素化、歳出の抑制等徹底した経費の節減と相まって、地方税・地方交付税等の地方財源の増強を図る必要がある。

なお、地方財源増強のための地方税財政制度の改善については、地方制度調査会等の答申を踏まえながら、具体的な方策を十分検討してまいりたい。

肢体障害者の在宅投票に関する請願(第二五七号)

同

現在の在宅投票制度の手続は、過去の在宅投票制度が種々の弊害があり廃止された経緯にかんがみ、選挙の公正確保、投票の秘密保持のために周到な配慮を加えたものである。また、代筆投票については、郵便投票が選挙人の現在する場所での誰の立会いもなく投票の記載が行われることから選挙の公正が阻害される恐れがあ

り、更に、巡回投票については、短い期間内に多数の選挙人につきその希望する日時にその指定する場所を巡回することは能力的に困難であり、いずれも慎重に検討すべきものと考ええる。

第十号(その一)中正誤

ベシ 段 行 誤

四 二 八 増加生活

増加、生活

正

第十三号(その一)中正誤

ベシ 段 行 誤

三 一 三 防墨

訪墨

正

九 一 三 偉大

偉人

六 一 二 重要

需要

六 四 二 少数

少数

昭和五十五年六月六日 参議院会議録追録(その二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部
一〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三二八
〒107